

決 算 審 査 特 別 委 員 会

令和5年9月14日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和4年度旭市一般会計決算の認定について
議案第 2 号 令和4年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について
議案第 3 号 令和4年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
議案第 4 号 令和4年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
議案第 5 号 令和4年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
議案第 6 号 令和4年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第 7 号 令和4年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第 8 号 令和4年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

出席委員（9名）

委員長	遠 藤 保 明	副委員長	片 桐 文 夫
委員	宮 澤 芳 雄	委員	島 田 恒
委員	井 田 孝	委員	崎 山 華 英
委員	戸 村 ひとみ	委員	菅 谷 道 晴
委員	常世田 正 樹		

欠席委員（なし）

委員外出席者（4名）

議長	木 内 欽 市	議員	松 木 源太郎
議員	永 井 孝 佳	議員	伊 場 哲 也

説明のため出席した者（32名）

副市長	飯 島 茂	秘書広報課長	椎 名 実
行政改革 推進課長	榎 澤 茂	総務課長	小 倉 直 志
企画政策課長	柴 栄 男	財政課長	山 崎 剛 成
税務課長	向 後 秀 敬	市民生活課長	江波戸 政 和
環境課長	高 根 浩 司	保険年金課長	高 野 久
健康づくり 課長	飯 島 正 寛	社会福祉課長	向 後 利 胤
子育て 支援課長	多 田 英 子	高齢者 福祉課長	椎 名 隆
会計管理者	小 澤 隆	教育総務課長	向 後 稔
監査委員 事務局長	杉 本 芳 正	その他担当 職員	1 5 名

事務局職員出席者

事務局長	穴 澤 昭 和	事務局次長	金 谷 健 二
副主幹	菅 晃		

開会 午前10時 0分

○委員長（遠藤保明） おはようございます。本日は、お忙しいところ、ご苦労さまでございます。また、クールビズ期間中でもありますので、委員会室内では上着を脱ぐなどして調整していただきたいと思います。

ただいまの出席委員は9名、委員会は成立しました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、松木源太郎議員、永井孝佳議員、伊場哲也議員より、本委員会の傍聴をしたい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いします。

本日、木内議長に出席をいただいておりますので、木内議長にご挨拶をお願いいたします。

○議長（木内欽市） おはようございます。

各委員会から選ばれました委員の皆様、大変ご苦労さまでございます。

本委員会は、令和4年度の決算という大変重要な審査でございます。今さら申し上げるまでもございませんが、この決算審査は、計数に誤りがないか、予算が有効に使われたかどうか、審議いただく大変重要な審査であります。計数等につきましては、監査委員等ございますので、これはないと思いますが、有効に予算が使われたかどうかということで、皆さん方の審査をいただくわけでございます。

本日は、飯島副市長をはじめ、幹部の皆様がここにおいででございます。なお、この顔ぶれを見ても、本当にいつも感心するんでございますが、実に新人議員が過半数、大多数を占めております。当然分からないことばかりですから聞くことがたくさんあって、大いに結構でございます。質問の件数は多くなろうかと思えます。

そこで、執行部の皆さんにお願いですが、答弁のほうは簡潔に、聞かれたことだけお答えいただければ結構でございます。分からなければ再質問で何度も行いますので、どうか委員の皆様、これは議案質疑とは違います。ご自分のお考えを述べていただいて大いに結構でございます。活発な審査をお願いいたします。

なお、先ほど委員長からございましたが、本日、松木議員、永井議員、伊場議員、傍聴大変ご苦労さまでございます。大変皆様方の熱意をうれしく思う次第でございます。

それでは委員長、よろしく願いいたします。

○委員長（遠藤保明） ありがとうございました。

続いて、執行部を代表して、飯島副市長よりご挨拶をお願いいたします。

○副市長（飯島 茂） それでは、改めましておはようございます。

本日は、決算審査特別委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日審査をお願いいたします議案は、令和４年度の一般会計、特別会計、企業会計の各決算の議決、認定についての８議案でございます。

執行部といたしましては、先ほど議長からお話ありましたが、委員の皆様方からの質疑に対しまして簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決、認定くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（遠藤保明） 飯島副市長、ありがとうございました。

ここで、飯島副市長は退席いたします。

しばらく休憩いたしますので、委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前１０時 ４分

再開 午前１０時 ４分

○委員長（遠藤保明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明、質疑

○委員長（遠藤保明） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る９月７日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第１号、令和４年度旭市一般会計決算の認定について、議案第２号、令和４年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、議案第３号、令和４年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第４号、令和４年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第５号、令和４年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第６号、令和４年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第７号、令和４年度旭市公

共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第 8 号、令和 4 年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、以上の 8 議案であります。

審査の日程ですが、本日と明日の 15 日、そして、来週 19 日の 3 日間を予定しております。

各議案の審査方法ですが、議案第 1 号の一般会計については、初めに歳入全般について審査し、歳出については款ごとに財源である歳入と併せて審査を行います。

議案第 2 号から議案第 8 号までの特別会計と企業会計については、議案ごとに歳入歳出を併せて審査いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、会場の都合により、担当課の入替えを行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 1 号の審査を行います。

議案第 1 号、一般会計決算の歳入について、補足説明がありましたらお願いいたします。

答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、議案第 1 号、令和 4 年度旭市一般会計決算の認定につきまして、まず、歳入について補足説明申し上げます。

本会議において補足説明を申し上げたところですので、それ以外の部分について説明をさせていただきます。

歳入について説明をいたします。

まず、お手元にお配りしております資料になりますが、こちら、令和 4 年度一般会計歳入歳出決算に関する説明資料、こちらのほうの資料をお願いしたいと思います。

では、説明のほうを始めさせていただきます。

資料の 11 ページをお願いいたします。

この表は、歳入歳出決算総括表であります、左の歳入の表を用いまして、その内容と性質を説明してまいります。

まず、1 款市税は、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税などで構成されておりまして、歳入全体に占める決算額構成比は 24.2%です。

2 款地方譲与税は、国税として徴収される地方揮発油税の収入額の 100 分の 42 と自動車重量税の収入額の 1,000 分の 431、また、国の特別会計から森林環境譲与税として交付される市町村分の総額 440 億円のうち人口等で案分した額を国が市町村に譲与するもので、構成比は 1.0%です。

次の 3 款利子割交付金は、金融機関等から利子などの支払いを受ける際にかかる県民税利子

割収入額の5分の3を県が市町村に交付するものであります。

4 款配当割交付金は、株式会社等から配当などの支払いを受ける際にかかります県民税配当割収入額の5分の3を県が市町村に交付するもので、構成比は0.1%です。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、上場株式等の譲渡益が発生した場合にかかる県民税株式等譲渡所得割収入額の5分の3を県が市町村に交付するもので、構成比は0.1%です。

6 款法人事業税交付金は、法人事業税のうち市町村分相当額を従業員数と法人税割で案分し、県が市町村に交付するもので、構成比は0.4%です。

7 款地方消費税交付金は、地方消費税のうち市町村分相当額を人口及び従業者数で案分し、県が市町村に交付するもので、構成比は4.9%です。

8 款環境性能割交付金は、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の100分の95を市町村道の延長や面積で案分し、県が市町村に交付するもので、構成比は0.2%です。

9 款地方特例交付金は、税制改正等により地方の減収などが生じた場合に特例的に交付される交付金で、令和4年度は個人住民税における住宅借入金等特別控除の実施に伴う減収分に対する補填額が交付されており、構成比は0.2%です。

10 款地方交付税は、市町村間の財源の不均衡を調整し、全国どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するため、国が市町村に交付するものです。このうち、普通交付税は、標準的な行政経費に対する財源不足額に対し交付され、特別交付税は、災害関係経費などの特殊な事情を考慮して交付されるもので、この二つを合わせた構成比は28.3%です。

11 款交通安全対策特別交付金は、道路交通法により納入された反則金を原資とし、交通安全施設の整備などに充てる経費を国が市町村に交付するものであります。

12 款分担金及び負担金は、市が行う事業により利益を得る人から、その受益に対する負担として徴収するもので、小・中学校の給食費などが該当し、構成比は1.0%です。

13 款使用料及び手数料は、市の施設の利用や特定の事務により利益を受ける人から、その受益に対する負担として徴収するもので、施設使用料や住民票の写しの交付手数料などが該当し、構成比は1.0%です。

14 款国庫支出金は、国が一定の義務あるいは責任を持つ事業や事務について、その事業や事務を行う市に経費の一部を国が交付するもので、負担金、補助金、委託金などがあり、構成比は14.5%です。

15 款県支出金は、国庫支出金と同じように県が市に対して支出するもので、県自らの施策

として単独で交付するものと、国庫支出金と合わせて交付するものがあり、構成比は 5.3%です。

16 款財産収入は、市が所有する財産の貸付けや売払いなどによって得る現金収入で、土地の売払収入や基金積立金の運用利子などが該当し、構成比は 0.3%です。

17 款寄附金は、市が受ける金銭の無償譲渡で、使い道が特定されていない一般寄附金と使い道を限定した指定寄附金があり、構成比は 0.4%です。ふるさと応援寄附金もここに含まれます。

18 款繰入金は、特別会計または基金からの資金収入で、構成比は 2.9%です。

19 款繰越金は、前年度の決算における剰余金で、構成比は 6.3%です。

20 款諸収入は、収入の性質により他の収入科目に含まれない収入で、延滞金や雑入などがあり、構成比は 3.4%です。

21 款市債は、主に学校や道路など、公共施設の整備のための資金として国や銀行から長期で借り入れる地方債であり、構成比は 5.5%です。

続いて、12 ページをお願いいたします。

歳入の状況になります。

歳入全体を財源別で見ますと、左側のほう、令和 4 年度の下から 5 段目になります決算額をご覧ください。

歳入の合計額は 324 億 7,712 万 4,000 円でございますが、その下、そのうち市税や地方交付税などの市が自由に使える財源であります一般財源については 222 億 8,088 万円で、前年度と比較すると、右側のほうになりますが、差引増減の欄で 13 億 9,362 万 8,000 円、5.9%の減となりました。

減の主な要因につきましては、前年度繰越金の減、地方特例交付金の減、普通交付税の減などによるものであります。

また、一つ下の段になりますが、あらかじめ使い道が定められている特定財源につきましては 101 億 9,624 万 4,000 円で、前年度と比較すると、右側のほうになりますが、差引増減の欄 29 億 7,186 万 4,000 円、22.6%の減となっております。

減の主な要因につきましては、令和 3 年度に実施しました子育て世帯等臨時特別支援事業に係る国庫支出金の減や、同じく令和 3 年度に実施しました庁舎整備基金の廃止に伴う公共施設等整備基金への移替えに係る繰入金の減などによるものでございます。

説明資料のほうは以上でございまして、決算書のほうをご用意いただきたいと思います。

決算書のほうで説明させていただきますが、358 ページをお願いいたします。

令和4年度、旭市一般会計実質収支に関する調書について説明いたします。

1の歳入の総額は324億7,712万4,000円で、2、歳出の総額は310億5,000万1,000円で、3の歳入歳出差引額は14億2,712万3,000円となりました。4の翌年度へ繰り越すべき財源として、(2)の繰越明許費繰越額は9,120万円で、新型コロナウイルスワクチン接種事業や飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業などの13事業に係るものであります。(3)の事故繰越し繰越額は389万2,000円で、道路新設改良事業と震災復興・津波避難道路整備事業の2事業に係るものであります。繰り越すべき財源の合計が9,509万2,000円で、これを差し引いた5、実質収支額は13億3,203万1,000円となりました。

次に、主な歳入のうち、繰入金及び市債について説明させていただきます。

またお手数ですが、決算書に戻っていただきまして42ページをお願いいたします。42ページの中段になります。

18款2項の基金繰入金について順番に説明いたします。

1目財政調整基金繰入金は、右のページの備考欄になりますが6億5,000万円で、新型コロナウイルス感染症や物価高騰に対する経済対策事業なども含め、一般財源の不足分に対して充当いたしました。

2目災害復興基金繰入金は、備考欄、1,957万1,000円で、震災復興・津波避難道路整備事業のほか、観光資源創出プロモーション事業などに充当いたしました。

3目地域振興基金繰入金は、備考欄、1億1,312万6,000円で、移住・定住促進事業のほか、スポーツ振興事業などに充当しました。

続いて、4目ふるさと応援基金繰入金は、備考欄、1億185万6,000円で、商業活性化推進事業、学校いきいきプラン事業などに充当いたしました。

続いて、46ページをお願いいたします。

21款の市債についてでございます。右のページになりますが、収入済額が17億8,060万円となっております。このうち、過疎対策事業債の対象となった事業は10事業で、金額の合計は3億1,760万円となります。

過疎対策事業債の主なものは、1項1目総務債の備考欄1、公共交通運行事業債1,450万円や、48ページになりますが、4目土木債の備考欄13、南堀之内遊正線整備事業債(繰越明許分)でございますが、8,890万円などになります。

なお、過疎対策事業債につきましては、元利償還金の70%が交付税で措置されるものであ

ります。

次に、合併特例事業債の対象となった事業につきましては4事業で、金額の合計は3億8,960万円となります。合併特例債の対象事業の主なものといたしましては、同じく48ページの4目土木債の備考欄8、冠水対策排水整備事業債（繰越明許分）ですが、こちらが1億80万円や、6目で教育債の4節保健体育債、備考欄2及び3、社会体育施設整備事業債で、繰越明許分と合わせまして1億7,340万円となります。こちらはサッカー場整備事業となります。

なお、合併特例事業債につきましては、元利償還金の70%が交付税で措置されるものであります。

7目の臨時財政対策債は、収入済額、こちら2億8,660万円となっております。

なお、発行可能額につきましては2億8,660万9,000円でございます。臨時財政対策債につきましては、元利償還金の100%が交付税措置されるものであります。

以上で財政課の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 税務課長。

○税務課長（向後秀敬） それでは、税務課から、令和4年度の決算について補足説明を申し上げます。

お配りしてあります令和4年度決算補足資料（市税の収納状況等）をご覧ください。資料右上に、議案第1号税務課となっているものです。

1ページをお開きください。

初めに、市税の収納状況についてご説明いたします。

この表は、国民健康保険税を除く市税全体を前年度と比較したものです。区分欄Aの令和4年度調定額の合計は82億1,330万4,533円で、対前年2億1,281万4,889円の増となりました。Bの収入済額合計は78億5,345万2,206円で、対前年2億4,798万2,985円の増となりました。Cの不納欠損額合計は1億1,162万5,399円で、対前年8,733万4,948円の増となりました。一つ飛ばしまして、収入未済額合計ですが、これは滞納繰越額で2億4,926万8,868円となり、前年度より1億2,256万7,919円の縮減となりました。

その下の収納率ですが、令和4年度の現年分が98.56%で0.06ポイントの減、滞納繰越分は33.06%で5.49ポイントの増となり、現年滞納繰越しの合計は95.61%で、前年度より0.56ポイントの増となりました。

続いて、2ページをお願いいたします。

この表は、市税を税目別に前年度と比較したもので、説明は主な税目について、一番右の収入済額増減のみを申し上げます。

初めに、市民税については、対前年 8,453 万 2,802 円の増となりました。うち個人分については対前年 9,725 万 9,802 円の増、法人分については対前年 1,272 万 7,000 円の減となりました。市民税の増の主な理由は、個人分について新型コロナウイルス感染症の影響が軽快したことに伴う現年分の増によるものです。

次に、固定資産税ですが、対前年 1 億 1,322 万 9,459 円の増となりました。

次に、下から二つ目になりますが、都市計画税は対前年 859 万 6,754 円の増となりました。固定資産税、都市計画税の増の主な理由は、コロナ特例減免がなくなったことによる増加及び家屋の新增築や償却資産の増加によるものです。

以上、市税合計では、対前年 2 億 4,798 万 2,985 円の増となりました。

続いて、3 ページをお願いいたします。

この表は、税目別に収納率を前年度と比較したものになります。個人市民税と法人市民税の現年分で収納率がやや減少しましたが、滞納繰越分では、全ての税目で対前年増となっており、一番下の欄の合計では 0.56 ポイントの増となりました。

次に、4 ページをお願いいたします。

上段の表（１）は、国民健康保険税を除いた過去 5 年間の市税全体の収納率になります。令和 4 年度の市税合計の収納率は 95.61%で、平成 30 年度と比較しますと 3.6 ポイントの増となっており、毎年少しずつ伸びてきております。

下段の表（２）は、過去 5 年間の収入未済額の推移です。令和 4 年度の現年分、滞納繰越分の合計は 2 億 4,926 万 8,868 円で、平成 30 年度と比較しますと 2 億 8,142 万 7,413 円滞納額を縮減することができました。

次に、5 ページをお願いいたします。

このページの表は、差押え処分等を前年度と比較したもので、国民健康保険税を含めた市税全体の件数及び金額となっております。

上の表（１）は、預貯金や給与等の差押え件数を種別ごとにまとめたもので、令和 4 年度の合計は 575 件で、差押えによる充当額は 8,800 万 7,066 円となりました。

一番下の表（３）は、預貯金や給与等の財産調査件数で、令和 4 年度は 3,191 件の財産調査を行いました。

次に、6 ページをお願いいたします。

この表は、本年5月末時点の令和4年度の現年分の収納額について、国民健康保険税を含めた税目ごとの収納区分別の内訳になります。一番下の合計で、口座振替による納付が最も多く、納付額で27億1,943万668円、構成比で42.9%となっています。

以上のとおり、令和4年度の市税の収納状況をご説明いたしました。今後も法にのっとった適正な滞納整理に当たり、税の公平性の観点から収納率の向上に努めてまいります。

以上で、議案第1号、税務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

それでは、一般会計決算の歳入について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

島田恒委員。

○委員（島田 恒） ちょっと細かいところで申し訳ないんですけども、寄附金の関係なんですけれども、ページからいうと42ページ、17款寄附金、予算は1億5,000万円、収入済みと調定額がだいたい1億2,000万円、予算のときにたしか私が聞いていたときには1億5,000万円で組んで、それ以上はいくんだろうなというような話でちょっと頭の中にあるんですけども、旭市の規模として、こういう1億2,000万円ぐらいのものが妥当なものなのか。

例えば、勝浦市なんかは55億円ぐらいあるんですよね。だからこれが10億円とはいかない、5億円ぐらいまでいけば、相当いろんなところのためになるんだろうなという気がしますけれども、この1億2,000万円の要するにこれでこんなものなのかと思うのか、それともいろんな宣伝の仕方とかそういうのを含めればもうちょっと上がったのか、ちょっと大切なところだと思うんですけども、その辺の状況分析というのをお願いしたいと思います。

○委員長（遠藤保明） 島田恒議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 今、寄附金の決算が約1億2,000万円で、旭市の規模としてどうなのかというお話でございました。

すみません。寄附につきましては、各自治体やはりいろいろ、具体的に勝浦市とおっしゃいました。勝浦市は確かに多いです。旭市より少ない自治体もかなりそれはあるかと思えます。やはり多い自治体というのは、この間もちょっとお話ししましたが、もともとの寄附というのは応援したいまちに寄附をするというのが趣旨かと思うんですけども、でも、そういった中でもやはり返礼品に魅力があるところに寄附が集まりやすいというのがございます。

旭市につきましても、返礼品については地場産品、旭市のPRにつながるようなものを見つ

けて返礼品で上げているんですけれども、人気はあるのですが、やはりそれ以上に魅力的なと言っちゃいますか、ちょっとお得感があるような寄附、返礼品を出しているところにやっぱり集まっちゃうのかなというのが現状かなと思っております。

旭市は1億2,000万円でもいいのかというお話ですが、これにつきましては貴重な財源でありますので、自主財源になりますので、これはどんどん増やしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 島田恒委員。

○委員（島田 恒） ありがとうございます。確かに特色のあるものというんですか、そういうものがあるといいんですけども、考えようによっては、例えば勝浦市という市の、勝浦市自体のブランド名、ブランド力というんですかね。

そうすると旭市というのは、なかなかブランド的にはよく分からないというところもあると思うんですけれども、「さとふる」とかいろいろなところを使っているようだけれども、私もいろいろ調べてみると、やっぱり単刀直入に上げる方策というのは、だいたいネット調べてくるわけだから、検索の上位に入らないとなかなか増えないんだよというのは専門家からちょっと聞いたんですけれども、その辺の方策というのは立てていらっしゃるのでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（遠藤保明） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 検索数が多いとやはり上位に来るというのは、それはそうだと思います。実際のところ、旭市はそれほど上位じゃないというのが現状でございます。この辺については、どういった取り組みをやっていけば上位になるのか、当然返礼品で人気のあるもの、旭市らしいもの、それが人気が出てくれればいいと思うんですけれども、その辺も含めてPRしていきたいなと思います。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 島田恒委員。

○委員（島田 恒） ありがとうございます。10月から制度もちょっと変わるようですから、その辺も踏まえて、これが増えると大変いいことですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。回答は結構です。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

崎山華英委員。

○委員（**崎山華英**） 2点お伺いさせていただきます。

15 ページの歳入総括表の中で、収入未済額のうち、市税については市税徴収実績表など頂いている資料で見られるんですけども、前年度収入未済額になったもののうち、収入済みとなっている額と不納欠損となった額で、またさらに今年度も収入未済となった額を市税以外のところでも教えてほしいなと思ったのと、今年度も前年に引き続き収入未済となったものについてというのは、どんな理由があるのかを教えてほしいというのが1点目の質問で、次に、25 ページの歳入の細かい中にあるんですけども、13 款、使用料及び手数料、その中の5目商工使用料、これの備考欄3番目の飯岡刑部岬展望館使用料というのがあるんですけども、これが9,500円とかなり少額な理由、多分今年度、時間貸しが始まったと思うんですけども、どのような実績があったのかの件数で、前の説明の中で展示室を利用して物販も検討しているみたいな話もあったんですけども、去年はどんなふうな使い方があったのか、活用があったのか教えてほしいと思いました。

以上です。

○委員長（**遠藤保明**） 崎山華英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（**向後秀敬**） それでは、最初の前年度収入未済額となったもののうち、今年度収入済みとなっている額、不納欠損となった額、収入未済となった額ということでお答えいたします。

まず、前年度収入未済額となったもののうち、令和4年度の収入済額となった額につきましては、補足説明資料の2ページ、今追加でお示ししました補足資料の2ページをご覧くださいと思います。

一番下の段にある市税合計のうち、滞納繰越分の左側から2番目の欄に記載しております1億2,264万2,264円が令和4年度の収入済額となります。

次に、前年度収入未済額のうち、不納欠損となった額につきましては、補足説明資料1ページ、C欄、不納欠損額合計の令和4年度の列に記載している額の内数となりますが9,937万1,631円となります。

また、前年度収入未済額のうち、令和4年度も収入未済となった額につきましては、補足説明資料の4ページをお願いいたします。

下の表の（2）収入未済額の一番下の段の左から2列目に記載している1億4,876万4,866円となります。

次に、前年度から今年度も引き続き収入未済額となったものについて、どんな理由があるかということでした。

それにつきましては、前年度収入未済額が今年度も引き続き収入未済額となった理由につきましては、様々な理由がありまして、一概に説明することが難しいところですが、例えば分割納付を行っている場合や給与の差押えなどを行っている場合で、ある程度の期間をかけて滞納を解消していくこととなりますので、当年度だけで完納に至らない場合には、決算では収入未済が残ってしまうということになります。

また、本市では、滞納整理に当たっては納税相談を重視しているところですが、催告書等を再三送付しても納税相談にご連絡をいただけない方が一定数いらっしゃいます。そのような方には、財産調査を行った上で差押え等の滞納処分を行うこととなりますが、差し押えた財産が滞納額に満たない場合には、財産の取立てを行っても、なお収入未済額が残ってしまうこととなります。

市としましては、市税の収入未済額の縮減を図るため、滞納整理を積極的に進めているところでもありますけれども、毎年順調に成果を上げているところです。今後も、法にのっとり適正な滞納整理などに、税の公平性の観点から収入未済額の縮減に当たりたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（遠藤保明） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 追加の使用料及び手数料のご質問をいただきました。商工使用料のほう、こちらは飯岡刑部岬展望館使用料なんですけど、こちらのそれぞれの個別の使用料、手数料の説明になりますと、各課のほうでご説明、ご回答したいと思いますので、こちらのほうは7款の商工費のほうでまたご回答をしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。収入未済額の件なんですけれども、市税のことはお話しいただいて、ほかの何か交通安全対策特別交付金だとか、使用料及び手数料とか、そのほかの課については説明はいただけますか。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員の質問に対して答弁をお願いします。

○委員（崎山華英） すみません。ちょっと段を見誤りました。分担金及び負担金ですとか使用料及び手数料なんですけれども、前年収入未済額になった金額も3年の決算を見ると出ていると思うんですけれども、それが今年度どうだったのかという明細がちょっと市税以外だと

見えなかったのどうなのか、もし分かれば教えてほしいんですが。

○委員長（遠藤保明） ただいまの崎山華英委員の質問に対してご答弁をお願いします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは収入未済額のほうですが、まず分担金及び負担金のほうで、こちらは主なものということでご了解いただきたいと思います。

こちらのほうの収入未済額、学校給食費負担金で 466 万 2,000 円がございました。あと、保育所運営費負担金で 31 万 5,000 円などが主なものでございます。

あと、使用料及び手数料のほうの収入未済額の主なものとしたしましては、こちらのほうは市営住宅のほうの使用料のほうの分で 526 万 2,000 円と、あとこちらは同じく雇用促進住宅の使用料で 178 万 4,000 円などでございます。

以上でよろしいですか。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 市税と同じく前年収入未済になったうちに、また今年度も収入未済に繰り越されたような額というのは、何か統計でもデータとして、数字として出していますか。

○委員長（遠藤保明） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、そちらのほうもまた詳細につきましては、ちょっと今こちらで数字を持っていませんので、またこちらのほうも市営住宅の担当課のご説明のときに説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（遠藤保明） ほかにありませんか。

井田孝委員。

○委員（井田 孝） 参考までに教えていただきたいんですが、市たばこ税なんですが、これが市で購入した場合に市に入る計算式があれば分かれば教えていただきたいのと、たばこをやめている人が多い中、3,000 万円も上がっている理由も分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（遠藤保明） 井田孝委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 市たばこ税ですけれども、これは製造者の申告によって申告納税という形になっています。ですので、今のところ令和 3 年 10 月、1,000 本当たり 6,552 円という金額で製造者が毎月市に申告しまして、要は製造者が市の小売に卸した本数を市に申告します。その申告に基づいて 1,000 本当たりの税額を市に申告して、市に納めていただいているという

ことになります。

それと金額が増えたというのは、一つとしましては税率が上がりました。令和2年10月6,122円だったものが、令和3年10月からは6,552円ということになりました。そういう理由もあって税収が上がっているのかなというところです。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 1点だけ教えてください。

49ページの6目教育債の4節、保健体育債なのかな、社会体育施設整備事業債、この詳しい内容をちょっとお尋ねします。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員の質疑に対して答弁を求めます。

では、答弁の途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時 0分

○委員長（遠藤保明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、市民より傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたのでご了解をお願いします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様は、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時 1分

○委員長（遠藤保明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 教育債のほうの保健体育債で、社会体育施設改修事業債の1、2、3ですが、まず1番目の1の記載のほうにつきましては、こちらは文化の杜のテニスコートの

改修に使わせていただいております。あと残りの2と3の繰越明許、こちら2本合わせてですが、こちらがサッカー場整備事業に使いました起債でございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 詳細は、じゃ担当課に尋ねましょうか、詳細。

○財政課長（山崎剛成） 内容ですか。事業の内容になると担当課のほうにお願いできればと……

○委員（宮澤芳雄） そうします。あと、繰越明許だけ理由を聞いたかったんですよ。結構です。担当課が来たときに聞きますので、ありがとうございました。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありますか。

菅谷委員。

○委員（菅谷道晴） 私もちっと分からないので教えていただきたいんですが、差押え処分ということで、上から不動産、普通自動車、預貯金、給与、保険、株式等いろいろございますけれども、万一差し押える場合、これは上からの順番で差押えが入るのが1点なのと、昨年度は普通自動車というのはなかったと思うんですが、本年度は8件ということで、これには軽自動車も含まれるのか、ちょっと教えていただきたいんですがございます。よろしくお願いします。

○委員長（遠藤保明） ただいまの菅谷委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 差押え処分の関係でございますけれども、補足資料の中の5ページの関係でございますけれども、特にこの順番でやっているわけではございません。一番やはり早いのは給与等、あと生命保険関係になってくるのかなと思います。皆さんいろいろなこういう動産、不動産の関係ありますので、順番的なものはございません。調査をした結果、差押えしたのがこの件数だということでご理解いただきたいと思います。

それと普通自動車の関係ですけれども、これは軽自動車も含んで行います。

以上です。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑はありませんか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） それでは、かなりの質疑数がございます。よろしくお願いします。

私、本会議場でも総括的な質疑の中で、入るを量りて出づるを制するという観点からの決算審

査をしたいということで申し上げたんですが、事務局のほうからも、決算審査の委員に議員必携からの紙をわざわざ提供していただきましたので、決算審査の着眼点に従って、どのように行政効果が発揮できたかとか、改善、工夫がなされたか、そして何より監査委員が専門的立場で調査して、その意見書が添えてあるのもということで、この監査委員のほうの意見書も参考にしながら質疑をしたいと思います。

まず、歳入のことですものね。

説明資料の2ページです。

あと、監査委員のほうからも先ほど説明してくださった表と同じのが、監査委員のほうから4ページのほうに載せてありますけれども、まず、自主財源と交付税の関係を私は知りたいなと思います。

2ページのほうのグラフで、経年、平成30年度から令和4年度までの自主財源とか交付税とか、そのほか国県支出金、市債その他ということでグラフを出していただいています。この中で、平成30年度には24.7%、令和4年度とほぼ同じ感じで、地方交付税も同じ感じで来ているんですけれども、これの関係、自主財源が多くなると交付税がどうなるのかとか、といますのも先日、これは本会議場でしたかしら。

何かちょっとごめんなさい、記憶がちょっと途切れているんですけれども、7割が交付税のほうから引かれたというようなことがあって、自主財源のほうが増えた、収入があった場合にというのを聞いたものですから、ここのちょっと関係をお願いします。

1点じゃないんですね、1回でもっとたくさん言ったほうがいいですか。

○委員長（遠藤保明） いいですよ。今までのが質疑でしょう。

○委員（戸村ひとみ） 質疑です。1つでいいですか、1つずつでいいですか。

○委員長（遠藤保明） いいですよ。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 普通交付税のお話だと思いますが、少々お待ちください、すみません。普通交付税のほう、自主財源、今市税のほうを例にお話しいただきましたけれども、こちら、交付税のほうのこちらは仕組みの話になるのですが、基準財政収入額というものと基準財政需要額というものが交付税上ありまして、基準財政収入額の中に市税も入っております。

先日多分お話があったというのは、洋上風力の話で、固定資産税が上がったら、その上がっ

た分の 75%が減りますよというお話ですよね。その関係ですが、市税を例に取ってみますと、市税のこちらは基準財政収入額になりますが、その中の市税の 75%を基準財政収入額というふうに計算されます。市税が 100 億円あるとしたら、75 億円が基準財政収入額ということで計算されて、その後、基準財政需要額という市が行政を行う一般的な経費がこちら、この差が普通交付税として交付されます。

当然、基準財政収入額が上がれば需要額、全体 300 億円がもし需要額としたらその差が詰まりますので、上がった分の要は税額でいえば上がった分の 75%が減る。計算上、普通交付税が減るという話になるんですけれども、要は収入が上がれば財政力が上がるということで、交付税も少し減らされる計算が普通交付税の仕組みになっておりますので、ですから税が上がれば、計算上は交付税がちょっと下がる。税でいえば 75%分が下がるということで、そういう話です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。交付税を不交付団体というかそちらから考えると当然の仕組みなんだと思うんですけれども、交付税を頂いているまちから考えると、市民の方にいっぱい頑張ってもらって市税を増やしてもらおう。増やす方法を、方策をいっぱい考えるのかどうなのかというところで、何かちょっとした私の中ではよく分からない状況になってくるんですけれども、ただ、国民として考えれば、当然のことながら私たち、国税のほうで払っている分が交付税とかになっているわけですから、それを考えればこの仕組みの中でも、市税をとにかく増やしていくというのがいいのかなというふうな、すみません。ちょっと言っていることがよく分からないかも知れませんが、いずれにせよこのグラフを見る限りでは、市民の方が非常に納税に関して頑張ってくださっているんじゃないかなというのが見て取れるので、そこでちょっと聞いてみました。

続きまして、過誤納金還付未済額です。決算書の中では 14、15 ページです。この過誤納金還付未済額、これが 104 万 1,940 円ございます。これは、昨今ちょっと問題になっておりますというか、ニュース報道でもございました。還付する額を 1 桁間違えたりして振り込んでしまったんだけど、それをもらったほうは使っちゃって返さないと。自己破産までしちゃったので、取り立てる手がなくなってしまったというニュースがございました。その前にも、恐らく令和 4 年度だったかな、相当な額を振り込んだという問題もございました。

そうした中で、旭市のほうでは、こちらの過誤納金還付のほうをどのようにしているのかという、令和 4 年度でどのようにしたのかというところをちょっと聞きたいと思います。

この額なんですけれども、なぜ還付ができていない額がこれだけあるのか。その理由と、あと、じゃ還付をした額、これとの差額、割合、それからあとチェック体制、還付をするときのチェック体制です。先日の報道の中では、ダブルチェックもしていたんだけれども、こういうことがあったということで、ちょっとそれはあり得ないことなのかなと思うんです。旭市のほうでは、そのチェック体制はどのようにされていますか、お願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 過誤納金のまず一番最後に言ったチェック体制ですけれども、それにつきましては、複数人で確認しているということでご理解いただきたいなと。これは2人以上で行っております。

それと、発生する原因です。原因につきまして、未済額が発生する原因ですけれども、例えば修正申告で税額が減額変更された場合、3月15日までに申告しまして、それ以降修正申告というのができますので、そのときに税額が変更される。減額された場合、還付手続きになりますので、そういう場合もございます。

それと、何らかの理由で二重納付があった場合、還付手続きには還付金を振り込む口座の確認が必要になります。ある程度の期間が必要となりますので、還付が発生した時期が年度末近くの場合ですけれども、年度をまたいで還付することになりますため、年度が変わりますので4年度は還付未済で、還付未済という処理になります。

これは、決算上還付未済ということになりますけれども、基本的には新年度の早い段階で、口座が確認できれば還付を済ませるということになります。すみません、割合は今つかんでおりません。申し訳ありません。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑はありませんか。なければ……

（発言する人あり）

○委員長（遠藤保明） 挙手してください。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 数字のほうは多分すぐ出てくると思うので、お願いいたします。なぜかというと、いわゆる振込金額全体に、振込というんですか。返さなきゃいけない、還付しなきゃいけない額が全体でどれぐらいあるのかというの把握したいんです。

年度が変わったことで100万円ぐらいがまだ返し切っていないということなんでしたら、返さなきゃいけない額というのは相当額に上ると思うんですよ。それが正しく返されているの

かどうかというののチェックをどのようにするかということここをまた聞きたいので、この額はちょっと恐らくすぐ出てくると思いますので、お願いいたします。

続きまして、ページのほうで前後するかも分かりませんが、先ほど説明、この説明というのがなぜこの段階で追加説明されたのかよく分かりませんが、地方特例交付金、あと環境性能割交付金、それから利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、これはそれぞれ県に入ったものの、環境性能に関しましては 100 分の 95 が県から市町村のほうに來ると。利子割交付金とかほかの交付金に関しまして 5 分の 3 が県から市町村のほうに來るとのことだったんですが、恐らくこの額の推移を見ると旭市の景気というんでしょうか、経済状況というかそういうものが分かるんじゃないかなと思いますので、ちょっとこの辺の数字を、ここでは平成 30 年ぐらいから表には出してあるので教えてもらえますか。ざっくりでいいです。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、推移ということで、まずあれからですかね、3 款の利子割交付金のほうですか。では、元年度からでよろしいでしょうか。元年度、利子割交付金が 558 万 9,000 円、2 年度が 609 万 7,000 円、3 年度が 510 万 4,000 円でよろしいですかね。

あと、配当割交付金になります。

（発言する人あり）

○財政課長（山崎剛成） 利子割ですね。令和 4 年度の利子割は 481 万 3,000 円ですね。

次に、配当割交付金です。元年度が 3,900 万 3,000 円、令和 2 年度が 3,652 万 6,000 円、令和 3 年度が 5,260 万 1,000 円、令和 4 年度が 4,857 万円。

次、よろしいですか。株式等譲渡所得割交付金になります。令和元年度が 2,573 万 6,000 円、令和 2 年度が 4,449 万 7,000 円、令和 3 年度が 6,624 万 7,000 円、令和 4 年度が 3,872 万 4,000 円。

法人事業税交付金です。こちらは令和 2 年度からの交付になりますので、令和 2 年度が 3,933 万 5,000 円、3 年度が 9,208 万 6,000 円、4 年度が 1 億 2,547 万 8,000 円です。これ全部、消費税交付金も、いいですか、特例交付金。

（「はい」の声あり）

○財政課長（山崎剛成） 特例交付金は、令和元年度が 2 億 676 万 5,000 円、2 年度が 7,281 万 3,000 円、3 年度が 1 億 1,920 万 7,000 円、4 年度が 5,831 万 7,000 円、交付金関係はこのく

らいですけれども……

(発言する人あり)

○財政課長(山崎剛成) 環境性能割交付金か、失礼しました。元年度が9,036万1,000円、2年度が4,191万7,000円、3年度が4,416万8,000円、4年度が5,373万8,000円です、ちょっと待ってください。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長(遠藤保明) 戸村ひとみ委員。

○委員(戸村ひとみ) ありがとうございます。たくさん数字をありがとうございました。やっぱりこうやって交付金等の額を経年度見せていただくと、市民の方、個人の市民の方、それから法人の方とかがいかに頑張っているか旭市の経済を回して下さっているかというのが分かるんですが、先ほどもちょっと説明がありました。

地方特例交付金というのが3年度が1億何がしかだったのが、4年度で5,831万円、これは先ほど説明してくださいましたっけ、差額のことを。

○財政課長(山崎剛成) 3年度の交付金があったものが4年度がなくなったということで減ったという、そちらのほうを説明……

○委員(戸村ひとみ) もう1回説明してもらっていいですか、すみません。

○委員長(遠藤保明) 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁をお願いします。

財政課長。

○財政課長(山崎剛成) それでは、地方特例交付金が前年度と減している理由でございますけれども、こちらは新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が令和3年度において事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置、こちらが令和3年度において終了したことに伴いまして、こちらが令和4年度減になった主な要因となります。

以上です。

○委員長(遠藤保明) ほかに質疑はありませんか。

(発言する人あり)

○財政課長(山崎剛成) 戸村委員、ちょっと待って。ほかに質疑ありますか。

(発言する人なし)

○委員長(遠藤保明) なければ、戸村委員どうぞ。

○委員(戸村ひとみ) 続きまして、交通安全対策特別交付金です。

これは額というよりも使い道ですね。こちらのほうが監査委員の報告のほうで、意見書のほ

うの9ページのほうに、道路交通法に基づき、道路交通安全施設の整備等に充てるための財源として国から交付されるということになっているんですけれども、こちらのほう、道路交通安全施設の整備等というのは、具体的にはどういうものをつくりなさい、あるいは購入しなさいよということでの交付金なんですか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） こちらの経費でございますが、例えばガードレールだとか、あとは路側帯に引く線だとか、そういう道路の交通安全に関するものに対して、こちらは建設課のほうで担当が事業していますが、そちらのほうの経費に取りあえず充たっているという形で、一般財源ではなくてこういうものに使いなさいということの指定で来ている交付金でございますので、そういう交通安全に関する施設、ガードレールなどの費用となっております。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 以前、一般質問のほうでもほかの議員からもあったんですけれども、ガードレールがないだとか、あと何か川に落ちてしまいそうだとか、それからあと、ほかにも痛ましい事故がたしか令和4年度でしたですね。ガードレール等がなくて、通学中の子どもが亡くなるというのは、トラックが突っ込んでみたいのがありました。

そんな中で、この交付金というのが非常に重要な役割を示しているんだと思っているんだと思うんですけれども、こちらの額の決め方というんですか。これは市のほうが申請すれば、この額というのは上がることがあるんでしょうか。市内には本当にガードレールがないようなところはたくさんあると思いますが、この決定額というのはどういうふうに決まるんでしょうか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） こちらの交付金でございますけれども、こちらは交通反則金収入を原資として、そちらを原資として交通事故発生件数だったり、人口集中地区、人口だったり、改良済み道路延長等のそういう数値の案分により市町村に交付されるものですので、要望とかではちょっと金額は変更になりません。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） つまり、旭市内で例えば一時停止ですか、それを違反したとか何だとかってそういうものの罰金みたいなものが、市内での罰金がこちらに割合として与えられるん

ですか。それとも全国で、それで人口割とかになるんですかね。お願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） こちらは国が先ほど申し上げました交通事故の発生件数だったり、人口だったり、そういう市町村の数値を考慮して案分して、国から市町村に交付されるというものでございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。国任せですね。いや、令和4年度に70万5,000円減額になっていたものですから、これは監査委員のほうの説明文の中に減少しているというのがあったものですから、こういうところを減少してどうするんだというのがありまして、ちょっと聞いてみました。分かりました、国任せということですね、交付金。いわゆる交付金だとか、そのあたりのものは国任せということなんですね。

続きまして、分担金及び負担金です。

22ページです。ごめんなさい、その前に……

○委員長（遠藤保明） 戸村委員、自分の質疑、ちょっと整理してから質問してください。

○委員（戸村ひとみ） 整理して、ページ数がちょっと飛んじやって。

○委員長（遠藤保明） 聞きたいことを整理してからお願いします。

○委員（戸村ひとみ） 整理はして書いているんですけども、22ページです、ページ数が分からなくなっちゃって。

先ほども崎山委員のほうから質疑がございましたが、要するに学校給食費のほうの負担金というのが減になっているということで、この補正予算を組んだのは、全てこの600万円というのが学校給食費のほうでよろしいですか。

○委員長（遠藤保明） ただいまの戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） ただいまの補正予算額マイナス609万4,000円につきましては、学校給食費負担金の減の補正でございます。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） やはり当初予算にないものが補正予算額のところに、当初予算で載せていなかったものが補正予算に乗っかってくるということで、補正をするということは、よほ

どの緊急性、あるいは重要性みたいなことでのものだと思いますので、それが全部学校給食の無償化のほうの8か月分のそれになったということで分かりました。

収入未済額 466 万 1,949 円、これも学校給食費のほうだと思うんですが、これは学校給食費以外でほかにこれの中にありますか。

○委員長（遠藤保明） ただいまの戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 今回の教育費の負担金ということの欄でよろしいですね、466 万 1,949 円、こちらは 25 ページにございますように、全て学校給食費負担金のものでございます。収入未済額でございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） ということは、これは月割りにすると一体どういう額になるんですかね、収入未済。何か相当な額だと思うんです、収入未済が。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 約 466 万 2,000 円を 11 か月で割ればよろしいですか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 年度ごとでもいいです、収入未済に結局入っていない分、だから前年度のもあるでしょうし、そういうので一体どれぐらいのものが平均的に未済になっているのかというのを知りたいんです。つまり学校給食の完全無償化に向けての数字として、ちょっと。

○委員長（遠藤保明） ただいまの戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、ただいまの収入未済の話でございますが、こちらの現年分もありましたのと、あと過年分も含まれておりますので、ちょっと詳細につきましては担当課のほうということでお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） それでは続きまして、決算書 38 ページです。

財産収入が 8,688 万 1,857 円で、財産収入の内訳を教えてください。これは 4.9%増になったということだったんですけれども、増の理由とかもお願いします。たしか本会議場で言わ

れたような気もするんですけれども、早過ぎてちょっと理由まで書き取れませんでした。

4.9%というのも私が書き取った数字なので、正しいかどうかもちっと分からないんですけれども。

○委員長（遠藤保明） ただいまの戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、財産収入の 4.9%のこちらは対前年度と比べて増ということでございますね。

内訳でございますが、まず土地売却収入が、こちらが令和3年度と比較しまして 808 万 6,000 円の増と、あと現も申し上げます。目ごとというか、詳細につきましてはちょっと担当課のほうになりますが、私のほうでは土地売却収入の増とか、あと基金利子の増だとかその辺のお話で、先ほど申し上げました。

あと物品売却収入が、こちらは前年度と比較してマイナス 907 万 4,000 円、あと公共施設等整備基金のこちらは運用利子、利子が前年度と比べて 485 万 4,000 円の増ということが主なものでございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 土地売却収入が 808 万円の増ということで、これは行政改革推進課のほうで市の所有する土地を処分する計画があると思うんですけれども、随分前からやっていると思うんですけれども、それが令和4年度ではどんな感じで、見込んでいたものよりも増えたから結局 808 万円の増になったのか、その行政改革推進課の進捗状況というんですか、令和4年度、うまく見込んでいた分が売り払えましたか。

○委員長（遠藤保明） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 令和4年度土地の売却収入、増えた要因ということでございますが、委員おっしゃるとおり普通財産の土地売却予定件数が思った以上に進んだということで、収入が増えたということでございます。スタッフ等の増員もありましたので、いわゆる処分しなければならない土地というものを進めた結果、歳入のほうがちょっと増えたということでございます。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 行政改革推進課のほうで処分しなきゃいけない土地を頑張って売ってくださったということなんですけれども、思ったよりというのをちょっと数字でお聞かせくだ

さい。全て数字じゃないと把握できませんので、令和4年度ではどれだけのものを処分しなきゃいけないくて、坪でも額でもそのあたりで目標が、予定というか予算というかそれがどれぐらいで、結果令和4年度の決算で808万円増えましたということです、ちょっと件数とお願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 前年度とちょっと比較して件数で申し上げますと、令和3年度、処分できた件数は3件です。令和4年度は件数でいきますと10件ということで、面積で言いますと、令和3年度が825.95平方メートルに対し、令和4年度は3,906.65平方メートル、こちらのほうが売却できたということで数字が上がっているものでございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） ありがとうございます。入りを量るところで非常に努力をしていただいたというふうに思います。

同じページの財産運用収入のところなんですけれども、不納欠損とか収入未済額というのがなぜ計上されるのかという理由を教えてください。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 財産収入のところの不納欠損額38万2,356円、それから収入未済額86万8,774円というところの数字の発生根拠ということだと思いますが、こちらにつきましては、土地の貸付けに対して、主なものでいきますと土地の貸付料に関して不納欠損と収入未済額が今発生しているという状況になります。

この要因、不納欠損が発生している要因でございますが、こちらのほうは実際には債務者、実際借りていらっしゃる方というのが介護施設に入所してしまうですとか、経済状況が悪くなって貸付料、そういったものが支払えない。

本来であれば土地につきまして上物、建物については個人の所有になります。個人で建物を持っていっちゃって、土地は市が貸しているというようなケースがあるんですけれども、その場合で、例えば生活状況が悪くなりまして、経済状況が悪くなりまして、なかなか貸付料が支払えない。

あるいは亡くなってしまっているケース、そういった場合には上物を解体して返却してもら

うのが原則でございます。その方の親族等にやはりいろいろ当たりまして、なかなか返却してもらいように交渉はしているんですけども、実態としてなかなか難しい状況があるというところで、収入がなかなか見込めないところがあって、不納欠損であり収入未済額が発生してしまっているような状況でございます。

市としまして、親族ですとかいわゆる身内の方というのはいろいろ調べて交渉はしているんですけども、親族の方も市内に住んでいらっしゃる方ばかりではございませんので、現状こういった数字が発生してしまっているという状況でございます。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。土地は市が所有で、上物を個人が持っているというケースがあるということなんですね。これはどれぐらいの件数ありますか。先ほどおっしゃったような亡くなったりだとか、介護施設に入ったりだとかというようなことというのは、これから後もずっと起こり続けることなんだろうと思います。

それが令和4年度で新たにそういう土地を貸されたようなことがあるのか、それから、令和4年度では何件あって、令和4年度で新たに貸していなければそのまま令和5年度も同じ件数なんだろうと思いますけれども、お願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 先ほど説明したこういったケースというのは、かなり昔からどうしても行われてきているような状況であります。

委員おっしゃるとおり、新たにそういったものが発生しているのかというところですけども、現状そういうのは発生しておりません。むしろ、そういったケースをどんどん減らすように、行政改革推進課として今努力している最中でございます。

すみません。具体的な件数といって手元にちょっと資料がございませんので、もし後ほど調べて分かりましたら、そちらのほうは、今言ったそういった上物が個人の所有で貸付け件数がどのぐらいあるのかというところだと思うんですが、ちょっとすみません。手元にその件数の資料がございませんので、後ほどそれはご回答させていただければと思います。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） お願いします。いずれにしても収入未済、いわゆるお金を頂かなきゃいけないのに頂けていないというのが令和4年度で86万8,700幾らもあるということですから、件数的には、まあまああるんじゃないかなと思うんです。

頂いていないもの、頂かなきゃいけないものを頂いていないのがこれぐらいの金額ですから、相当数あるんじゃないかなと思ひまして、このところは数字をお願いいたします。先ほど過誤納金の数字って出ましたか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） すみません。先ほどの還付未済額の関係ですけれども、税のほう、現年度分、過年度分という賦課をしております、現年度分のものについては現年の予算から還付します。

したがって、調定をただ落としているだけなんですけれども、過年度分は予算還付ということで歳出予算のほうから還付するんですけれども、その数字は今手元に来ました。その数字につきましては、令和4年度は市税、保険税を除いて930件の2,850万円ぐらいです。

現年度分がそこに加わりますと、とてつもない数字になりまして、約1億円を超えるんじゃないかなと。今計算がちょっと、時間的にはかなり時間をいただきたいと思います。今言ったように過年度分だけでも、税金は過去5年間遡れますので、遡って修正申告なりしてきた場合、過年度分という処理になりますので、それだけでも930件で2,850万円ありますので、それが現年度分を含めると毎月の異動をやっていますので、全然これではこれ以上の数字になってきます。

そのうちの還付未済が140万円ぐらいということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。要するに還付しなきゃいけない金額というのは相当な額で、過年度分だけでも930件あるということで、ということはですよ。ニュース報道をされているようなああいうことが起こり得る可能性というのが非常にあるんじゃないかなと私は思うわけです。

ダブルチェック以上していらっしゃる、2人以上のチェックをしていらっしゃるということなんですけれども、これだけの件数でこれだけの金額だったら起こり得る。人のやることから、これが絶対ないということがなくて、ニュースになっているのがあれぐらいの件数で、あり得るんじゃないかなと思うわけです。

そのところで令和4年度に、ないとは思いますが、返し過ぎたようなものとかそういうのってありましたか。

○委員長（遠藤保明） 質疑の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 51 分

再開 午後 1 時 0 分

○委員長（遠藤保明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 先ほどの過払いによる還付はあったかとの質問でございました。過払いの還付ですよね、はありませんでした。過払い等の還付による間違い等はございませんでした。

それとすみません。午前中ちょっとご回答しました還付のチェック体制ですけれども、訂正させていただきたいと思います。賦課更正を行う課税班と、還付手続きをする収税班、おのおの2名以上でダブルチェックを行っております。それと、返金する際には、会計課のほうで伝票チェックもしていただいているところです。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 午前中、ちょっと件数のほうを確認できましたのでご回答させていただきます。

土地の貸付料の関係でございますが、いわゆる上物が建っているというところで貸し付けている件数ですけれども、昨年度末現在で 48 件ございます。そのうち、いわゆる料金をちょっと未納になってしまっているという件数は5件でございまして、そのうち3件は分割納付していただいております。

先ほど申しました本人が亡くなっているですとかといった件数で、それが2件あると。つまり滞納になってしまう5件のうち、2件がいわゆる連絡がなかなか、本人死亡ですから、あるいは親族の方に連絡を取るような形を取っているのが2件あるということでございます。

先ほど 48 件ということでございますが、担当課としても努力しているところでございまして、平成 30 年度には 54 件あったものが昨年度末で 48 件ということで、件数としては6件減っているような状況でございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。令和4年度に、そんなため息つかないでください、課長、すみません。還付するのを間違って還付した、あるいは還付の額も間違っていなかったということで、この確認でよろしいですね、令和4年度。

（「還付の過払いですか」の声あり）

○委員（戸村ひとみ） そうです、そうです、還付の過払い。件数もなかったし、金額的にもなかったということでよろしいんですね。分かりました。そののところ、チェック体制を担当課、それからあとは会計課のほうで、担当課のダブルチェックに併せて会計課のほうでもチェックをしてくださっているということで分かりました。その辺のところをよろしく願います。やはり税の公平性というところで、真面目に払った人が無駄なお金を払うようなことにならないように願います。

あと、平成30年度には54件だったのが48件になったということで、ただいづれにせよまだ48件も市の財産の上に個人の財産が乗っかっていて、そのうち、亡くなって本当は払わなきゃいけなかったものを頂き損ねているものとか、これから後もう、もしかするとこの収入未済額の86万8,000円というのがそういう不納欠損になる可能性というのが先ほどの事由を聞いていますと、これが不納欠損になりやすいものだというのが非常によく分かるので、ここのところはそれこそ何度も言いますが、税の公平性というところからして、しっかり対応していただきたいと思います。令和4年度の中では、しっかり対応していただいていたということで、ありがとうございます。

では、引き続き、今度は48ページの市債です。

臨時財政対策債というので、先ほど説明がございました発行可能額というのは一体幾らなんでしょうか。あとその発行可能額というのの金額の出し方、数式というのか、それと発行可能額の推移をお願いします。割合的に発行可能額に今回なんかは、令和4年度なんかは結構ぎりぎり近い線で数字が出ていますけれども、推移的にはどういった、ほぼ満額を目指して借金というか、やっていらっしゃるのかというのをお願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、臨時財政対策債の4年度のまず発行可能額ですが、こちらは2億8,660万9,000円でございます。

推移でございますが、こちら令和元年度から申し上げます。

発行可能額でございますが、令和元年度が7億4,793万4,000円。令和2年度が6億9,332万5,000円、令和3年度が10億208万6,000円、令和4年度は先ほど申し上げました金額でございます。

こちらのほうの借入れ、満額借りるかどうかということでございますが、こちらは本来普通交付税としての金額としての発行可能額でございますが、満額借りないときもございます。これは一応その年の財政状況等を見ながら、こちら起債として起こす借金でございますので、令和元年度からにつきましては、ほとんど満額借りた年度は令和4年度のみでございます。

それでは臨時財政対策債ですが、こちらは本来普通交付税として交付すべきところを国の財源不足、国の財源の不足により交付できない分を地方公共団体が地方債として借入れすることで用立てるものとなります。したがって、本来交付税として交付されるべきものである、こちら今年度その元利償還金につきましては100%交付税措置されることとなっております。

したがって、発行可能額の算出方法につきましては、交付されるべき交付税と、実際に交付される交付税の差額ということになります。言い換えますと、普通交付税の額と臨時財政対策債の発行可能額のこちら合計額が本来交付税として交付されるべき額でございます。そこから実際に交付税として交付される額を差し引いた残額が臨時財政対策債の発行可能額ということになります。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） ありがとうございます。グラフの中の市債の部分で返さなくていいというやつという、それになるわけですね。ありがとうございます。

歳入終わります。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（遠藤保明） 特にないようですので、一般会計決算の歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出の審査に入ります。

2款総務費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） ただいま委員長からは、2款総務費についての説明ということでしたが、私からは人件費、これは1款から10款にまたがりませんが、人件費の決算全体について説明いたします。

お手元に配付してあります令和4年度一般会計人件費決算についてをご覧ください。

右上に、議案第1号、総務課と表示してあるA4サイズ、2ページの資料になります。この資料は、一般会計決算書の各款に計上しております2節給料、3節職員手当等、4節共済費のそれぞれを集計したもので、令和4年度と令和3年度を比較しております。

それでは初めに、2節給料ですけれども、令和4年度は23億2,334万513円、令和3年度と比較して1,615万4,670円の増となりました。

次に、3節職員手当等は、令和4年度が12億7,644万1,469円、令和3年度と比較して1,709万6,673円の減となりました。

職員手当等のうち、特に増減の大きなものについて説明いたします。

まず、（エ）の時間外勤務手当ですが、約3,569万円の減となっています。これは新型コロナワクチン接種事業を外部委託したことにより、時間外業務が大幅に削減できたことなどによるものです。

次に、（カ）の期末手当が約364万円の増、（キ）の勤勉手当が約2,070万円の増となっておりますが、これは人事院勧告による給料表の改定や、勤勉手当の支給月数が1.9月分から2.0月分となったことによるものです。

次に、（サ）の特殊勤務手当ですが、約146万円の増で、主な原因は新型コロナに関する救急搬送などによるものです。

続いて、表の下から3行目の4節共済費です。令和4年度は7億3,206万1,394円、令和3年度と比較して1,250万1,177円の増となりました。

合計といたしましては、令和4年度が43億3,184万3,376円、令和3年度と比較して1,155万9,174円の増となりました。この主な要因ですが、給料の増額及びこれに付随する共済費の増などによるものです。

なお、資料の2枚目は、特別会計と企業会計を含めた全ての人件費の決算を参考に添付しております。

以上、人件費の決算についての説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名 実） それでは、議案第 1 号、令和 4 年度旭市一般会計決算の認定について、2 款総務費のうち秘書広報課の所管事業について補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の 20 ページをお願いいたします。

広報活動費でございます。

決算書は 67 ページから 69 ページになります。

この事業は、市政の情報を市民へ分かりやすく提供するため、広報紙の発行や市ホームページの運営などを行ったものでございます。決算額は 2,553 万 6,000 円で、財源内訳のうち、国県支出金 65 万 2,000 円は、地域少子化対策重点推進交付金 61 万 6,000 円と、自衛官募集事務費委託金 3 万 6,000 円を充当しております。

主な事業内容は、中段の表に記載のとおり、毎月 1 日と 15 日の 2 回、広報あさひを 1 万 9,500 部発行したほか、市ホームページの運営やネガフィルムで保有している古い画像の電子化、市勢要覧の作成などを実施いたしました。また、少子化対策の一環として、子育て支援策など市政情報を発信する新たなツールとして、令和 4 年 11 月から旭市公式 L I N E の運用を開始いたしました。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、企画政策課から、引き続き決算に関する説明資料により説明をさせていただきます。

21 ページをお願いします。

ふるさと応援寄附推進事業になります。

決算書は 75、77 ページになります。

決算額ですが 5,654 万 5,000 円、財源は全額一般財源です。

事業内容の主なものは委託料となります。委託料の内容は、専用ホームページの作成から寄附の受付と収納、返礼品の発送など、業務を一括で委託しております。

寄附受納額は、個人と団体を合わせて 1 億 1,918 万 4,403 円で、このうち市外の個人寄附 6,605 件に対して返礼品を贈呈いたしました。また、寄附金全額をふるさと応援基金に積み立てております。事業効果として、市内でのアクティビティーなどの体験型の返礼品の提供により、品物を通じた交流だけでなく、関係人口の拡大が図られました。

22 ページをお願いいたします。

生涯活躍のまち形成事業になります。

決算書は 77、79 ページです。

決算額は 1 億 4,669 万 4,000 円で、うち繰越分が 29 万 3,000 円となります。財源内訳の国庫支出金 1,080 万円は地方創生推進交付金、その他はふるさと応援基金からの繰入金で 1,018 万 6,000 円、一般財源は 1 億 2,570 万 8,000 円で、うち繰越分が 29 万 3,000 円となっております。

事業内容のうち委託料ですが、こちらは多世代交流施設指定管理料が 9,924 万 9,700 円で、おひさまテラスのスタッフ人件費、水道光熱費など、施設の管理運営に要した費用となります。また、生涯活躍のまち事業化支援業務委託料は 1,018 万 6,000 円で、移住セミナーの開催支援や P R 資料の作成、官民連携・事業推進支援など、本事業を推進していくためのコンサル委託料となります。

使用料及び賃借料は、おひさまテラスのフロア賃借料 3,661 万 2,260 円などです。

また、令和 3 年度事故繰越し分につきましては、おひさまテラス商標登録業務 29 万 3,000 円で、特許庁の審査完了に不測の日数を要し、年度内の支出が完了しなかったため、やむを得ず事故繰越しとしたものです。

事業効果ですが、令和 4 年 4 月に生涯活躍のまち・みらいあさひのまちびらきをして以降、おひさまテラスは開設 1 年で約 25 万人と大勢の方が市内外から来場され、また、移住・定住などの他の施策と連携しながら積極的な情報発信を行い、市の P R を図ることができました。

続いて、23 ページをお願いします。

シティプロモーション推進事業になります。

決算書は 79 ページになります。

決算額は 1,560 万 3,000 円で、財源の国庫支出金 617 万 4,000 円は地方創生推進交付金で、その他は地域振興基金から 674 万 5,000 円、ふるさと応援基金から 263 万 4,000 円を充当しております。

事業内容のうち委託料は、キャラクターデザイン作成業務として 50 万 2,150 円、ホームページ作成業務として 263 万 4,500 円、ロケツーリズム推進業務として 1,234 万 7,500 円です。

事業効果ですが、ロケツーリズム推進のため官民一体の組織、あさひロケーションサービス協議会を設立し、ロケの受入れ体制を整備したことで 99 件のロケの問合せがあり、うち 22 件の撮影が行われました。このことにより、ロケ隊の宿泊費や食事代など市に直接的な経済効果があったことや、テレビなどに取り上げられた場所や商品の注目が上がるなど、地域の活性化を図ることができました。

続いて、24 ページになります。

移住・定住促進事業になります。

決算書は 85、87 ページです。

決算額は 6,603 万 2,000 円で、財源のその他は地域振興基金から 6,152 万円、ふるさと応援基金から 89 万円を充当しています。

事業内容、主なものとしまして、まず委託料の内訳が令和 4 年 10 月に旭市観光物産協会内に開設しました移住サポートセンター運営委託料に 89 万円、そこで働きます地域おこし協力隊の支援業務委託料に 235 万円となっています。

次の使用料及び賃借料 6 万 620 円のうち、令和 4 年度から開始した移住希望者に対し、市内に一定期間住んで旭市の生活を体験していただくお試し居住制度に 1 組が参加され、宿泊施設の借上料として 4 万 2,000 円を支出しております。

負担金補助及び交付金は、本市へ移住し、住宅を取得した方へ交付する定住促進奨励金が 71 件、5,072 万円となっており、また、令和 4 年度から開始しました市内に住む 39 歳以下の若者世帯が市内事業者から新築住宅を取得した場合に交付します若者世帯住宅取得奨励金が 26 件で 1,200 万円となっています。

事業効果ですが、移住者だけでなく、市内に住む若者世帯を対象とした奨励金を交付したことで、定住人口の確保を図ることができました。また、移住・定住に特化した地域おこし協力隊を採用することで、専門窓口を設けることで移住希望者の支援や移住の確保に貢献をいたしました。

企画政策課からの補足説明は以上となります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

それでは、2 款総務費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

井田委員。

○委員（井田 孝） それでは、3 点お聞きします。

まず、決算書の 77 ページ、備考欄 12 の委託料 37 万 4,000 円は、これの委託先をお聞きます。

あと、決算書 79 ページ、備考欄 12 のホームページ作成委託料、これの委託先と、選定したのはプロポーザルか何かで選定したのか、選定の内容をお聞きます。

あと、決算書 97 ページ、備考欄 12 の不動産鑑定委託料、これの委託先と委託内容をお聞き

します。

○委員長（遠藤保明） 井田孝委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、決算書の 77 ページ、道の駅季楽里あさひ管理費の中にごございます特殊建築物等調査委託料のまず委託先になりますが、こちらは飯島建築設計事務所となります。

続きまして、79 ページのシティプロモーション推進事業の中のホームページ作成委託料 263 万 4,500 円ですけれども、委託先と委託はどのように決めたのかということでした。

委託先ですが、市内の業者であります S-CRAFT という業者になります。業者選定の理由なんですけれども、こちらは直接この業者に頼みました。この事業者ですけれども、道の駅季楽里あさひのホームページであったり、市内の観光イベントであります七夕市民まつり、また Y O U ・遊フェスティバルなどのホームページの作成やメンテナンスをやっておりまして、市が期待します観光から移住・定住という流れを統一感のあるデザインで表現できること、また、本人も東京からの移住者であり、自身の体験から移住者が求める情報を効率的かつ魅力的にホームページに反映できると考えましたので、本事業にかなうということで、この業者を選定いたしております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 税務課のほうからは、決算書 97 ページの不動産鑑定委託料の委託先と委託内容ということでお答えいたします。

不動産鑑定委託料 1,754 万 5,000 円は、令和 5 年度固定資産税標準地の時点修正及びこれに付随する業務 104 万 5,000 円と、令和 6 年度固定資産税評価替えに伴う鑑定及びこれに付随する業務として 1,650 万円となっております。

委託先は、両業務とも公益社団法人千葉県不動産鑑定士協会です。委託内容ですけれども、令和 5 年度固定資産税標準地の時点修正及びこれに付随する業務の委託内容は、令和 5 年度分の固定資産税の評価における土地の価格の修正に当たり、土地の下落状況の把握及び適用修正率の決定に必要な標準宅地の時点修正を実施するための土地の下落修正率の算定です。

令和 6 年度固定資産税評価替えに伴う鑑定及びこれに付随する業務の委託内容は、令和 6 年度の固定資産税の評価替えのための土地の鑑定評価となります。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 井田委員。

○委員（井田 孝） それでは、ホームページ作成委託料について再質問いたします。

令和４年度に作成を行ったということで、令和５年度以降は、制作したホームページに対する維持費とかというのはかかってくるのでしょうか。

○委員長（遠藤保明） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 令和５年度以降もサイトの保守点検を依頼するため、令和５年度に関しては 34 万円程度の保守委託料が発生します。ただ、このうち令和５年のみかかる費用としまして約 12 万円ほどありますので、６年以降はまた保守分は減っていくということになります。

以上です。

○委員長（遠藤保明） ほかに。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） それではお尋ねします。

決算書 79 ページ、備考欄一番上の 18、負担金補助及び交付金の中の官民連携まちづくり推進協議会負担金 2 万円の内容をお尋ねします。

それから、同じ 79 ページのシティプロモーション推進事業の 12 番、委託料、ロケツーリズム推進業務委託料 1,234 万 7,500 円の 1 年間の事業内容についてお尋ねします。

それから、89 ページ、デマンド交通運行事業、備考欄 12 のデマンド交通運行委託料 821 万 5,004 円の登録者人数をお尋ねします。

それから、91 ページ、３番の防犯対策事務費の備考欄 14 番のカメラ設置工事、令和４年度 1 年間の設置台数についてお尋ねします。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、順次お答えいたします。

まず、決算書 79 ページ、18、負担金補助及び交付金のうちの官民連携まちづくり推進協議会負担金、これの内容ということでした。

まず、この協議会ですが、目的として官民連携を強化して、人口減少対策などの地域課題の解決であったり、地域の活性化、生涯活躍のまちづくりなど、新しいまちづくりを行っていくことを目的としており、会員としましては地方自治体、自治体の補完的な立場で地域再生

の推進に取り組む地域再生推進法人などが会員となっております。

活動なんですが、令和4年度につきましては、三、四か月に1回テーマを定めて会議を開催し、地域政策課題の調査研究、会員間の情報共有、意見交換を行っております。

続きまして、同じ79ページ、シティプロモーション推進事業のうちの12、委託料のうちのロケツーリズム推進業務委託料について1年間の事業内容ということでした。

1年間の事業内容ですが、こちらはまず契約の相手方になります株式会社地域活性プランニング、こちらから講師を招きまして年5回のセミナーの開催、それとロケ地情報誌「ロケーションジャパン」という冊子があるんですが、こちらの8月号、10月号へ旭市の記事の掲載、それと各200部ずつ市に納品されました。そのほかロケ地マップを5,000部作成しております。

そのほか、ロケ地検索サイト「ロケなび!」というところがあるんですが、こちらへ市内のロケ候補地の写真を50枚掲載したほか、映像制作者3名を招いての市内ロケハンツアーを2日間実施、また、ロケの担当職員が東京に行って、ロケツーリズム協議会が実施しますセミナーへ年5回参加しております。

続きまして、決算書の89ページ、デマンド交通運行事業のうちの登録人数はということでした。

令和5年3月31日現在の登録者数は1,460人となっております。デマンド交通は3区域に分けて運行しておりますけれども、旭南地区が591人、干潟・旭北地区が397人、海上・飯岡地区が472人となっております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、91ページのカメラ設置工事についてお答えいたします。

昨年度1年間の設置台数は2台になります。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） それでは、何点か再質問します。

79ページ、シティプロモーションについて、ロケ地マップというのを作成したということですが、その単価と発行部数をお尋ねします。

それから、デマンド交通について登録者数は確認しました。この利用者数は何人であったのか。できれば、開始当初2年から昨年4年までの人数を教えてくださいと思います。

それからあとは、再質問しようと思ったんですが、先日、本会議でカメラのことは聞きましたので、以上で再質問、お願いします。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、決算書 79 ページ、シティプロモーション推進事業の中で、ロケ地マップの単価と部数ということで、令和 4 年度発行部数は 5,000 部で、税込み金額で 143 万円となります。1 部当たりの単価に直しますと 286 円になります。

続きまして、決算書 89 ページ、デマンド交通運行事業のうち、利用者を開始の令和 2 年度から 4 年度までということでした。まず、令和 2 年度が 4,091 人、令和 3 年度が 5,373 人、令和 4 年度が 6,648 人となっております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） それでは、3 回目、79 ページのシティプロモーションです。県内で同じような取り組みをしている市は何市ぐらいあるのか。

また、旭市の一つのこれは目玉というんでしょうか。ふるさと納税にいも豚が登録されましたけれども、その成果についてお聞かせください。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） ロケツーリズム、県内で同じような取り組みをしている市町村はということでした。

千葉県内で旭市と同じようなロケツーリズム協議会に加入している団体ですが、いすみ市、茂原市、館山市となります。

あと、ふるさと納税にいも豚が登録されたがというお話がありました。

昨年度、ロケツーリズムを開始する中で、昨年の 12 月にドラマ「孤独のグルメ」のシリーズが放映されて、その中で旭市のいも豚を使った料理が放送されたところです。ふるさと納税の返礼品のいも豚はということになるんですけれども、返礼品として、いも豚の登録がしばらく停止してしまっていて、令和 5 年 2 月からまた再開をされているところです。ドラマが昨年 12 月、ふるさと納税の返礼品の再開が令和 5 年 2 月ということでちょっと間が空いているんですけれども、8 月末現在で今のところ、いも豚は 22 件の申込みがあります。

以上です。

○委員長（遠藤保明） ほかに質問等ありますか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 何点か質疑させていただきます。

説明資料の 24 ページの定住奨励金のこれまで、交付後に何らかの理由で返還されたことはありましたでしょうか。あと、定住促進奨励金の 26 件のうち、新築と中古の割合について教えてください。

あと、決算書の 79 ページ、備考欄の 12、委託料、キャラクターデザイン作成業務委託料のキャラクターというのは、最近ちょっと見かけるトンピーですかね。すみません、SNS でちょっと見かけたりもするんですけども、そのキャラクターについて教えてください。

あと、81 ページ、備考欄の 10、修繕費、広域情報ネットワーク運用事業の修繕は何の修繕をされたのでしょうか。

あと、2 か所にまたがるんですけども、決算書 103 ページ、また 105 ページの選挙のポスター掲示場設置撤去委託料についてなんですけれども、参議院議員選挙の場合約 183 万円で、県議選の場合は約 91 万円という、設置箇所は変わらないのにこの差額が生まれる理由について教えてください。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、質問に順番にお答えいたします。

まず、説明資料の 24 ページの移住・定住促進事業の中で、奨励金の返還はあったかという問いでした。

こちらにつきましては、奨励金の交付要綱の中に取り決めがありまして、奨励金の交付を受けてから 5 年以内に市外に転出をしたとき、それと世帯に市税または国民健康保険税に滞納が生じたとき、この場合は交付決定を取り消しまして奨励金の返還を求めることとなります。今までですが、平成 28 年度に 2 件該当がありました。

続いて奨励金の関係で、新築と中古の割合ということでした。26 件というお話だったんですが、26 件は若者世帯住宅取得奨励金ですので、こちらは基本新築になります。ちなみに、上の定住促進奨励金、市外から来たケースの場合ですと、これは 71 件のうちの新築が 60 件、中古が 11 件になっています。

続きまして、説明資料の 23 ページになります。

シティプロモーション推進事業の中で、キャラクターデザインの作成委託料、これは何か新しいものかというお話だったんですが、こちらにつきましては、あさピーの新しいデザイン

という形を毎年つくっていきまして、業務に合わせてなり各課の要望なりがありまして、それに合わせて新しい形をつくっています。令和4年度は15パターンほど作成いたしました。ですので、これはあさひのホームページなり、そういった資料なりで使うスタイル、デザインを新しくつくったということになります。

続きまして、決算書の81ページ、備考欄2の広域情報ネットワーク運用事業の事故繰越しの内容ということになります。

こちらですけれども、広域施設を結ぶ光ケーブルをかけてある電柱があるんですけれども、それを移動する必要がありましたので、その費用になります。令和3年度中に9本が終わらなかったで、それを繰り越したものです。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、総務課からは、ポスター掲示場の設置撤去委託料、103ページと105ページになります。

これのだいたい倍くらいの差ということで、この理由ですけれども、千葉県議会議員選挙につきましては、ご存じのように今年の4月9日に投開票が行われました。ポスター掲示場につきましては、設置撤去委託料とありますが、要するに4年度の予算でポスター掲示場の設置だけを3月24日に行いまして設置料の支払いをしております。それで、撤去の費用につきましては令和5年度の予算から支出しております。それが差の内容です。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

崎山委員。

○委員（崎山華英） まず初めに、ページがまたがるんですけれども、61ページと67ページと69ページ、それぞれ庁舎管理費と文書管理費、情報公開費の中にコンサルティング業務委託料が含まれているんですけれども、その内容をもう少し具体的に教えてください。

続きまして、67ページの広報活動費のほうなんですけれども、広報あさひの新聞折り込みなんですけれども、先日香取市のちょっと知り合いのほうから、広報あさひは香取市にも届いているよというのを聞きまして、市外に届いてしまっている広報が一体どれくらいあるのか、把握しているのかというのをちょっと聞きたいと思いました。

この広報活動費、何点か質問があるんですけれども、ひとまずそれが1点目で、続いて、85ページの出会いの場創出事業、こちらが出会いコンシェルジュのホームページを見ると、成婚者数127名って書いてあるんですね。127名って奇数なのでどういうことなのかなと思って、

普通2人だと婚約したら偶数になるはずだから、どういう条件でカウントされているのかなというのを聞きたいと思いました。これは一体いつからの累計なのかというのもちょっと聞きたくて、どのような条件でカウントされているのかというのをまず1点聞きたいです。

続いて、77 ページで、生涯活躍のまち形成事業、これは説明資料にもあるんですけども、指定管理料をイオンタウンさんのほうに払っていると思うんですけども、指定管理者へ指定管理料を払っている以外、その中身というのがちょっと見えづらくて、何か自治体によっては、指定管理者のほうでどんなふう to 事業をやっているのかというのをもう少し細かくモニタリングレポートみたいなのを出しているようなところもあるということなので、生涯活躍のまち形成事業だけじゃないと思うんですけども、指定管理者を活用しているところがほかにもなんですけども、1年間の結果報告とか詳細をこういう委員会ですとか議会で今後提示される予定はないのかなというのをお聞きします。

79 ページなんですけれども、今度はシティプロモーション事業のロケツーリズム推進業務委託料なんですけど、さっきロケ地マップの話、宮澤委員からお話があつて5,000部というのが分かったので、このロケ地マップが一体どこに配布されているのか。ちょっと検索したんですけども、いまいち探せなくて、印刷として紙媒体で多分5,000部印刷されていると思うんですけども、どこに対してどういうところに置かれているのかというのをちょっとお聞きしたいです。

ついでに地域活性プランニング社との包括連携協定契約というのが一体何年というお約束になっているのか教えてください。

一応、最初の質問はこちらでお願いします。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員の質疑に対して、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 61 ページの庁舎管理費の委託料の中のコンサルティング業務委託料99万円の中身ということで、ご回答させていただきます。

こちらは市内15公共施設の電気料金、電気の契約、こちらをコンサルティング会社を通して契約をしております。と申しますのは、電力の自由化が進みまして、市内の公共施設の電気料金、電気の契約をするに当たって入札を執行します。

ただ、自由化で電力の事業者が多数増えた関係もあって、競争が激しくなった影響もありまして、実はそれと応札がないという、応札がゼロという事態が発生しました。そうになると、どうしても最後の最後に東京電力さんという話になるんですけども、そこではかなり価格

が高くなってしまいうところがあって、いわゆるエネルギーサービスプロバイダーということで、令和4年に限りましてはプロバイダーさんを介して、いわゆる電気料金の価格の交渉ですとか、その企業の調査等を行っていただくための委託料になります。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、総務課からはまず、67 ページの文書管理費のコンサルティング業務委託料ということでお話ししたいと思います。

こちらは業務としては、行政手続き制度整備業務委託になります。内容といたしましては、令和2年7月の総務省通知によりまして、各地方公共団体はテレワーク等の推進、デジタル時代への対応等に向けて手続きのオンライン化、書面及び対面規制、押印の見直しに積極的に取り組むこととされました。このため、現行の行政手続きの洗い出しや適用する基準の整理、それらを記載した個票の作成について業務委託を行ったものでございます。

続きまして、69 ページのコンサルティング業務委託料ですが、こちらは個人情報保護制度の見直しに伴う例規整備の支援業務でございます。

こちらにつきましては、個人情報保護法の改正がございまして、今まで個人情報保護については各地方公共団体がおのこの条例を定めまして運用していたところですが、このたびの個人情報保護法の改正に伴いまして、全国一律の基準を適用することとなりました。今の個人情報保護条例等の法制をどのように変えていったら法律になじむのかというようなことを業務委託によって行っております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名 実） 私からは、決算書の 67 ページ、広報活動費、広報あさひが新聞折り込みで市外にも入っているよということで、その把握についてです。

新聞折り込みは、委託している業者、株式会社新東京ADというところなんですけど、そこを通じて旭市を配達区域とする新聞販売店、11 販売店あるんですけども、そちらに依頼をしております。

折り込みについては、業務を委託している業者との契約において、旭市内に配達している日刊紙7紙、これの全購読部数に折り込むものとするというふうに契約をしております。ですので、市外の世帯については折り込みの対象とはしておりませんので、広報あさひは届いていないものと認識をしておりました。

今、香取市ですか、そちらにあったということで考えられるとすれば、11 販売店があるんですけども、市外の販売店もその中にあります。それは市外の販売店であっても旭市内に配達をしている販売店がありますから、そこが誤って入れたという可能性はあるのかなと思っています。

ただ、香取市の販売店はないんですよ。ですから匝瑳市とか、近隣で香取市に近いところで、もしかしたらそういった折り込みをしたところがあるのかなと。そこは先ほども言いましたように契約の中で、旭市内に配達している日刊紙に入れてくれというふうに言っておりますから、もしそのようなお話があったら、一番もとの新東京ADという会社に、そういった状況があったということを伝えれば対処するというようなお話にはなっています。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 議案の審査は途中でありますが、午後2時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時 0分

○委員長（遠藤保明） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） 市民生活課からは、85 ページの4、出会いの場創出事業の中で、ホームページに成婚者数が127名と、いつからどのようなということでお尋ねがありました。

127名の累計ですけれども、平成20年度から登録会員の退会理由に結婚ということを申し出ていただきまして、その累計を計っております。ですので、事務局が把握できる範囲での集計となりまして、報告ですとかそういうものがないと、もしかしたらその127人に入っていないというところですので、報告のない方がいる、もしかしたらいたのかもしれないですけども、そういう中で127人という奇数になっているのかなというところです。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 77 ページ、生涯活躍のまち形成事業の中で、取りあえずの指定

管理を受けている事業者の活動内容が分からないので、その辺をどうにかということだったかと思います。

指定管理者が管理している施設なんですけれども、年度が変わった段階で、1年の取り組みなどを伝える事業報告書というのが事業者から市に提出されます。こちらを議会と市のホームページとで公表できないかなというふうに今ちょっと考えております。

ただ、その事業報告書の中に、運営に関するノウハウであったりする部分があるとそこは公表できませんので、その辺は事業者とちょっと協議をしないといけませんので、そういった形で公表については考えていきたいなというふうに考えております。

2点目の決算書 79 ページ、シティプロモーション推進事業のうち、ロケ地マップの配布先、それと契約している地域活性プランニングの契約期間ということでした。

ロケ地マップの配布先ですが、まず、制作部数は先ほど 5,000 部ということでお話ししました。配布先ですが、まず制作会社などが参加して東京で開催されるロケツーリズム協議会での配布、これがおおよそ 2,000 部、あとマップに掲載された店舗などに配布、これがおおよそ 1,000 部、あと市が参加します県内外のイベント等での配布が 500 部、あと市内で開催されましたロケーションサービス協議会での配布がこれが 100 部、その残りが市内の公共施設、道の駅であったり展望館、本庁舎と、それと観光物産協会にございます。

契約期間ですけれども、令和4年4月1日から令和7年3月31日、3年間になります。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。コンサル料の件なんですけれども、かなり電力の自由化で会社のほうがたくさんある中で節電というか、節電ではないですね、電気料の節約に努めていただいているということが分かりましたので、ありがとうございます。

そうしましたら、広報活動費のほうで再質疑させてください。

広報あさひなんですけれども、個別郵送もしていると思うんですが、現在削減依頼もセットでしているというふうに聞いています。郵送の限度を幾らまでとか何部とか、もしくは新聞折り込みの何割ぐらいと考えているのかお尋ねいたします。

あと、出会いの場創出事業のほうなんですけれども、成婚者数の 127 名というのが一応申告があった方のみで、必ずしも、ホームページも小さく書いてあるんですけれども、イベントがきっかけでご結婚された方ではないということが分かりました。今、マッチングアプリとかも一般的になっている中で、この事業って、今回 79 万円と市の財政の中では少額の事業な

んですけれども、あえてこの事業を行政でやる意義というのはちょっと私、常々考えているところでありまして、とてもいい取り組みなんですけれども、今後もこの事業を続ける意義、行政としてあえてやる意味ってどのように考えているのか、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

続いて、シティプロモーション事業のほうなんですけれども、基本的にロケをされる方への配布というか、制作会社への配布というのが主というのが分かりましたので、地域活性プランニング社との包括連携が令和7年度までということで、その後は自走してやっていくということなのか、それとも更新されるのか、ちょっとそれも確認したいのと、あと令和4年度の実績をちょっと聞きたいです。

ロケ件数の何件というのは出ていたんですけれども、ジャンルがドラマが何件だったのか、バラエティー何件だったのかで、「孤独のグルメ」とかだとはっきり千葉県旭市って劇中にも出てくるんですけれども、ドラマの中にひっそりと実は旭市がロケ地でしたというのは視聴者には伝わらないと思うんですね、実質。なので、きちんと千葉県旭市ですよというふうで紹介されたロケが何件だったのかというのをちょっと教えてください。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名 実） では、広報あさひについて質問にお答えいたします。

個別の郵送についてということで、現在約950部ほど送付しております。新聞を購読してなくて、市内の公共施設などに取りに行くこともできず、あとインターネットで見ることもしできない、そういったような方々に希望に応じて送付しているものです。広報を必要とする市民に確実に届くことが大切であると、そう考えておりますので、特に限度額というものには定めはつけてはおりません。

しかしながら、予算にも限りがありますので、例えば新聞購読を再開して広報紙が二重に届いているというような場合とか、あとはホームページでご覧いただけるようになって紙ベースの広報は必要がなくなったと、このような場合には郵送停止のご連絡をいただくなどして、経費の節減のほうにもご協力をいただいているところです。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） 市民生活課からは、出会いの場創出事業の関係で今後も続ける意義というようなことで再質問がありました。

市の総合戦略では、少子化対策としまして、結婚、妊娠、出産、子育てと切れ目のない支援に取り組んでいるところであります。出会いの手段としましては、マッチングアプリなどがちょっと一般的になっているというところではあるんですけども、行政が実施します利点、意義としましては、安心感であるというようなふうを考えております。

行政が主体となることで参加者の不安感を軽減しまして、安価な費用で気軽にイベントに参加でき、また、同じような地域に住んでいる人が集まるというメリットもあるんじゃないかなというところで考えております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、ロケツーリズム推進協議会、ロケツーリズムの関係で、まず地域活性プランニングの契約が切れた後ということでした。こちらは予算も絡むことなんですけれども、先行している市町村を見ますと、やはり契約が切れた後も引き続きやっているところが多いようです。

ロケ 22 件の撮影が行われているということで、まずジャンル別の内訳になります。ドラマ、映画が 6 件、CM が 2 件、スチール撮影やプロモーションビデオが 2 件、情報番組が 12 件となっています。このうち番組内で、字幕であったりエンドロールで旭市という表示があった件数なんですけれども、確認できているのは 14 件になります。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございました。

では、広報あさひの件なんですけれども、なるべく新聞とかホームページで見られる方については郵送はもう止めてねというのを依頼するのはいいと思うんですけども、その代わり、公式LINEの案内をセットで行っていると思うんですけども、それが公式LINEで広報あさひが発行の日に通知がないんですよ。

私、いつもずっと見ているんですけども、公式LINEで広報あさひが発行されるのは9月1日と9月15日だと思うんですけども、今まで過去を遡っても、その日に広報あさひが発行されましたというお知らせがなかったのが、郵送とか新聞購読の代わりになるものが公式LINEなんだとしたら、きちんと公式LINEでのお知らせを徹底してほしいと思うんですけども、その投稿というのは可能かということをお聞きしたいのと、広報あさひについてはそれで以上で、広報活動費の面で、今フェイスブックのほうを秘書広報課で発信、市の

情報等を発信されていると思うんですけども、総務省の調査で、インスタグラムが年々利用率が伸びていて、令和4年度が調査している10代から60代の全年齢において、利用率がフェイスブックを上回る結果になっているそうなんです。

今行っているフェイスブックで、学校給食の紹介だとか、子育て支援情報とか、結構フェイスブックを見るときちんと市でどんなことが行われているかというのを細かく発信されていると思うんですけども、インスタグラムではそういうのが一切なくて、結構インスタは登録されているけれども、フェイスブックは見たことがないというお母さんも多くて、フェイスブックを見せると、こんなにいろんな情報が入っているんだねと驚かれたりとかもしているので、今後フェイスブックではなくて、インスタグラムと連動でもいいので、インスタグラムのほうにもそういった情報を連結で投稿するようにできないかということをお尋ねしたいと思います。

出会いの場創出事業なんですけれども、一応行政として事業を続ける意義というのが安心感だとか、一般の民間でやると結構料金のほうが高くなる中で、安価で参加ができるという利点というのは理解させていただきました。

ただ、参加条件というのが男性は市内限定で、女性は市外もオーケーにされているんだと思うんですね。女性は何か市外から嫁に来るものみたいな固定観念をちょっと押しつけかねないような事業じゃないかなってちょっと思っているところもあるので、これについてちょっと今後検討の余地があるのかということをお聞きしたいと思います。

続いて、シティプロモーション事業のほうを更新は今後可能性としてはあるということで分かりました。CM、ドラマ、いろいろジャンルごとの内訳をいただいて、14件については千葉県旭市ってはっきり出ているということなんですけれども、多分クレジットに千葉県旭市って出ても、あまり視聴者の方って見ないと思うんですよ。

はっきりここは千葉県旭市ですという紹介のされ方じゃないと、何かいすみ市とか茂原市も、結局いろいろ先行事例としてロケをやっているって言いますけれども、私たちの中で一体、茂原市といったらロケ多いねとか、いすみ市だったらロケ多いねという感覚ってないじゃないですか。

それと一緒に、旭市に住んでいたら、テレビを見たら旭市が出ているって感覚的に分かると思うんですけども、全然旭市に興味のない方からしたら、クレジットに小さく旭市と出ていようが、ドラマに旭市が出ていようがそんなに気にすることはなくて、そもそもこのロケツーリズムにはちょっと疑問を持っているというか、これだけお金をかけてやることなのか

なというのはちょっと正直思っているところなんですけれども、地域活性プランニングさんと今後も契約されて、これだけお金をかけてやるというところ、ちょっとテレビにそこまで期待をもう今後できない中で、ちょっと今後これ続けるというのは、私はちょっと疑問を持っているというのは一つ感想です。すみません、答弁は大丈夫です。

なので、今の広報の関係と出会いの場創出事業について、ちょっともう一度質問をさせていただきます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 崎山委員の質疑に対して、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○委員長（遠藤保明） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名 実） それでは、広報の関係でご質問にお答えいたします。

とてもよいタイミングで崎山委員にご提案をいただいたかと思っております。旭市公式LINEに登録していただき、そこからホームページに掲載した広報紙をご覧くださいよう、今後、友達登録している方全員に、広報あさひの発行と併せてプッシュ配信でお知らせする予定で考えておりました。

あともう一つ、インスタグラムとフェイスブックを連結して投稿するようにできないかというような話です。インスタグラムは、写真や動画をメインとしたSNSという特徴から、現在旭市では、主に市内外に向けて旭市の魅力を発信することを重点に置いた運用をしております。市民向けのお知らせなどについてを発信しているフェイスブックとは使い分けて運用しているような状況がございます。

市からのお知らせや子育て支援情報などの発信については、総務省調査において利用率が9割を超えるLINE、これを含め、それぞれSNSの特徴や利用状況の変化も考慮しながら、よりよい運用方法を検討し、柔軟かつ効果的に組み合わせながら今後行っていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○委員長（遠藤保明） 市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） 出会いの場創出の関係です。

イベントの実施につきましては、会員の方に案内をしているのが現状であります。男性会員の会員数に比べまして、女性の会員数の人数というんでしょうか、15%ほどしかおりません。女性の会員が少ないというのが現状であります。

そこで、女性の方の対象を市外に広げまして、また参加費などにもちょっと差をつけること

によって、イベントに参加していただきたいという思いがあるために、このような形を取っております。あと、女性は嫁に来るものという固定観念ということがあったと思うんですけども、確かにあるのかもしれないんですけども、できれば旭市に定住していただきたいという希望を込めております。

今後の検討ということでしたが、まずは、会員の皆さんが参加したくなるようなイベントを、後継者対策協議会がありますので委員の皆様からもアイデアをいただきながら、現在の方法を続けてみたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） お願いします。細部にわたる前に、出のほう、総合戦略の下に令和4年度、どういう施策を実行すれば血税を有効に使えるかということでやっていただいたこととしますので、そこで総合戦略の中で重要ポイント、SDGsと旭市人口減少を食い止める、と経費削減、それらの施策を行った上での市民満足度、この辺をどのように令和4年度の総括として考えていらっしゃるかを聞きたいと思います。

まず、SDGs、令和4年度で何をしたかを具体的にお願いします。

これは1個ずつですか。さっき言いました旭市人口減少を食い止める、これも令和4年度でどういう施策をやられたかを願いたいします。

それから、経費削減というところで、令和4年度の削減目標、この削減目標に達成したかどうか目標達成率、その辺の評価をお願いいたします。

それと、市民満足度はその後でお願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 市の取り組みでSDGs、決算承認に関してこちらを聞きたいというお話でございます。

まず、総合戦略とSDGsの相関図みたいなものを議員、議会のほうにお配りしてあって、それはご存じかと思います。総合戦略にあります重点戦略、基本施策、それぞれ全てがSDGsのどれかに当てはまっております。ということを考えれば、当然市のやっている施策につきましては、それをやっていることに対してSDGsの目的であります、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現、これに寄与しているものだと考えてお

ります。

人口減少を食い止めるですけれども……

(発言する人あり)

○企画政策課長（柴 栄男） すみません。効果等個別にはそれを出しておりませんが、全ての事業がSDGsの目標達成のためにつながっているというふうに考えております。すみません。個別のやつに対しましては、今相対的な話しか私はできませんので、個別のやつについてはまた個別でお話ししていただけたらと思います。

人口減少を食い止めるになります。こちらについても、すみません。私はちょっと代表というかお話ししますが、市ではライフステージ別にいろんな施策があって、それぞれで少子化対策につながるだろうという事業をやっています。

その個別の評価に関しましては、それはやはり担当課のほうで考えてもらいたいと思いますけれども、市としては、繰り返しになっちゃいますけれども、出生であったり、それから保育所、小学校、中学校、就学、就職まで、いろんなところで少子化対策というのはステージ別でやっております。

結果につきましては、これは1年ですぐ結果が、じゃ好転するかといったら、まずそれはできませんので、これは長い時間かけてやっていく必要があると考えています。こちらにつきましても、個別の事業につきましては担当課のほうでどういったふうな考えがあるかというのは確認していただきたいと思います。全体としては、長い時間をかけてやっていく必要があるんだろうなというふうには考えております。

取りあえず、満足度は最後ということではよろしかったですか。

○委員長（遠藤保明） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、経費削減についてお答えいたします。

経費削減につきましては、そのときの社会情勢、例えば新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策など、少し前であれば災害復興など、その時々で必要となる経費は様々であることから、年度ごとに削減目標というものは設定しておりません。

目標は設定しておりませんが、予算編成時には、各課からの要求見積りに対し、必要性、有効性、妥当性、効率性など様々な角度から個々に内容を精査し、経費の削減に努めているところでございます。

また、予算編成時だけでなく、予算執行の段階においても、最少の経費で最大の効果となるようさらなる精査を行っております。委員おっしゃっていましたが、実質収支額に関しても、

こちら、その額が生じる要因はこうした精査による部分もございますので、よろしくお願いいたします。

さらには、事業の執行後に事務事業評価などの行政評価を実施することで、もっと効率的、効果的に事業が実施できないか、もっと経費が削減できないかなど、その事業の振り返りを行い、その結果を翌年度の予算編成につなげているところでございます。

このように予算編成から執行、事業の評価までの至るところで経費の削減ができないかどうかの精査、検証を行っており、経費の削減に努めているところでございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、令和4年度の市民満足度の効果測定をしたかということですが、令和4年度においてそういった——令和4年度の決算に関してということになるのかな。については、やっておりません。

ただ、満足度調査に代わるものとしまして、総合戦略切り替わりのときに市民アンケートとこのをやっております。その中で、満足している施策、例えばもっと力を入れてほしい施策であったり、そういったものを5年に1回くらいになっちゃうんですけども、そのときに市民に対して、市のやっている施策についての意見は伺っております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 総合戦略のSDGsだとか、人口減少を食い止めるとか、このあたりのところをどういうタイミングで聞くのかなと思って、それぞれの款ごとの各課にというふうにしようかなと思いましたが、全体で聞いてくれということでしたので聞いたんです。

それで、要するに令和4年度の決算ということに当たりまして、庁内全体でこのSDGs、人口減少を食い止める、経費削減というそのあたりのところ、そちらは先ほどの答弁で分かったんですけども、そのあたりのところを全体として、庁内全体としてどのように評価しているかというのを聞いたかったんです、この決算のときに。

なので、課長がご答弁くださるのはまず無理だと思いました。やっぱり副市長なり、やはり答弁という立場の人が答弁しないと。だって総合戦略に沿って全てやっているわけでしょう。5年間をかけて総合戦略に向かって目標があるわけですから、そこに向かってやっているわけですから、単年度ごとの総括というのは必ずそれを総合戦略を決めた人間、それがやらなきゃいけないことだと思うんですよ。ですから、それをどういうふうに評価していらっしゃ

るかというのを聞いたかったんです。

なので、課長のご答弁はできないと思います。それこそ各施策においての各課の答弁でしかないと思いますけれども、私は決算全体のことを聞いたかったわけで、ですからそれは別々でまた聞いていきます。

人口減少を食い止めるというところで、課長のほうで、これは長い時間をかけてやるべきことなので、効果というのは長い時間をかけた後でないと分からないということだったという答弁だと思ったんですけれども、私はそれ違うと思うんです。長く時間がかかるものですから、余計単年度単年度、物すごい精査しないと。間違った方向に行っているんだったら単年度で止めなきゃいけないわけですよ。ですから、そこを聞いたかったんです。

ごめんなさい。こんな何回も課長にこんな言ってもしょうがないんですけれども、だから私たち、決算を審査する立場として、長いだとか、大きいだとか、多いだとか、そういう言葉での感覚的なものの答弁というのは、私は必要としていないというか、審査ができません。

感覚的なものだとは人によって物すごく違いますので、ですから、決算というのはあくまでも数字で出していただきたいというのがありまして、総合戦略の中で長い時間をかけてというふうに、そういう感覚がもし庁内であるのであれば、私はこのところは副市長がいらっしゃらないから何なんですかけれども、このところをちょっとご指摘したいと思います。

○委員長（遠藤保明） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） すみません。長い期間と言いましたけれども、まず総合戦略自体は5年で考えます。5年で、その中で実際やったもので、どうやって、それがよかったのか、いやよくなかったらどうしたらいいのかというのを次のフェーズに引継いでいきます。

ですので、すみません。私が長くと言ったのは、少子化というのは1年で一気に好転するよというのがないという意味で言いました。なので計画期間中、ずっとそれをやりっぱなしではなくて、どうやったらもっとよくなるとかというのは、それはそれこそPDCAで動かししているわけなので、長くても5年のサイクルでそれをどんどん見直していく、かけていくというような作業でやっておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） それは私のほうも理解しております。

ただ、先ほども言いましたように、やはり単年度単年度の決算というのが非常に重要だと思っていますので、そこでの年度ごとの総括というのをやはりしていただきたいなと思っています。

ですから、それは副市長のほうに聞いたかったんですけれども、総合戦略の見直し、5年ごとの、また次の総合戦略に向けてのあれがあると思うんですけれども、そんな中でいろいろ委託するじゃないですか。総合戦略自体もすごい金額をかけて委託しますでしょう。作成に向かって委託するじゃないですか。

そのときに、やはり私は庁内のやはり現場の各課の方々が単年度ごとに総括したものを委託する人とか、私は本来ならば単年度ごとのやつは、各課とかそういうところでやっていただきたいと思っているものですから、それで聞いたまででございます。これに関してはいいです、副市長がいらっしゃらないので幾ら言っても。

○委員長（遠藤保明） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） すみません。ちょっと私、言葉足らずだったかもしれませんけれども、総合戦略は5年のサイクルと言いました。

ただ、見直しというのは毎年見直しをしております。事業についてK P I 評価をしまして、それに対して実際どうだったのかというのは、それは現場各課が毎年行っておりますので、以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 毎年行っていらっしゃるそれを聞いたかったんですよ。令和4年度でそれをどういうふうにやられたかというのを、それがやはり効果だとか、先ほどの事務事業評価とか、そのあたりのところに単年度ごとにやっていらっしゃると思って、それを聞いたかったわけです。だから、各課ごとに聞けばいいということですよね。

○委員長（遠藤保明） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 個別の事業になりましたら、それは担当課のほうに確認していただければと思います。

以上です。

○委員長（遠藤保明） ほかに。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） それでは、それぞれは時間があれば担当課のほうに全部お聞きしたいと思います。

経費削減のことなんですけれども、これもやはり単年度で、各課で目標はもちろん立てていらっしゃると思います。それが私、監査委員のこちら、意見書のほうを参考にさせていただいているんですけれども、監査委員の48ページのほうなんですけれども、少子高齢化によっ

て経常経費の負担増とか市財政需要の増大が見込まれると。旭市総合戦略に掲げる諸施策を着実に実施し、市民が将来に希望を持って子どもを産み、育て、教育を受け、安心して働き暮らせる、そして人口が増加するような活力あるまちづくりにチーム旭で尽力していただきたいというのがあって、ここのこれポイントだと思うんです。

人が減るということは、人口が減るということは、経常経費が本当に負担増になるわけですよ。需要も非常に増えてくると。そういう中で、これはもう経費の削減ということが一番に考えないと、本当に財政自体が破綻してしまうことだと思いますので、それでちょっとあえて取り上げさせていただきました。目標というのはないということでしたが、予算要求のときにももちろんシーディングはあると思いますし、あと、先ほどおっしゃったような事務事業評価とかもきちんとやっていращゃれば、その次の年度の目標、単年度の目標というものがあったもいいんじゃないかなと思ってちょっと聞いてみました。

といいますのが、ちょっと具体に入ってきます。ペーパーレスのことなんですけれども、ペーパーレス事業というのは、ペーパーレスに関しては令和4年度ではどのようなことが行われましたか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） ペーパーレス化ということで、いろいろ市役所の事務関係のほうのものだと思うんですけれども、こちら令和4年度には実施というか、取りあえずタブレット導入ということでこちら始まりまして、タブレット導入による会議のペーパーレス化等、自治体のDX化の推進に向けた検討のほうも4年度は始まったということでございます。4年度の分でございますね。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 実際には、ペーパーレスというふうな方向性というんですか。それを令和4年度は決めただけで、どういうふうにやったらペーパーレスができるかということを決めただけで、令和5年度からが実際にペーパーレスに向けた予算取りみたいなのをしたということでしょうか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） ただいま申し上げました件につきましては、タブレット導入ということで自治体DX化をこれから進めていくという一つのこちらがペーパーレス化の推進という

ことになるということでお話しさせていただきまして、令和5年度については、実際タブレットの今試行で議会のほうも紙ベースとタブレットで並行していますので、令和5年度はもう既に実施の段階に入っているということで考えております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） ペーパーレス、イコール、タブレット化ということということですよ。では実質的なペーパーレスという、SDGsの下でのペーパーレスということというのは、令和4年度ではなかったですか。

実は、昨日物すごい量のコピー用紙が搬入されるのを見て、これは令和4年度にはどれぐらいの量が、今は令和5年度ですけれども、令和5年度であれぐらいの量だと、令和4年度はどれぐらい入ってきていたのかなと。あれ1回じゃないでしょうから、ちょっと気になりました。経費削減とペーパーレスということで、どういう取り組みをされたのかなというのを聞きたかったです、令和4年度で。

それでは引き続きまして、これも監査委員のこちらのほうなんですけれども、68 ページに、歳出の集計表というのがあるんです。節別の集計表なんですけれども、この中に備品購入費というのがありまして、私、備品購入に関しましてもやはり大切な血税の使い道として有効的に使っていただきたいというのがありまして、その中で見ていくと、不用額が約 772 万 4,000 円ってあるんです。

翌年度の繰越しが 1,900 万円、2,000 万円近くあるんですけれども、これは備品、どういったものをこの年度で購入しないで翌年度に繰り越されているのか。不用額というのは、どうしてこういう金額が出るのかというのを教えてください。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

○財政課長（山崎剛成） 翌年度繰越額の備品の関係ですが、そちら約 2,000 万円というのは、こちらは繰り越したものに関しては、コミュニティバスの購入が翌年度に……、ちょっとお待ちください。

○委員長（遠藤保明） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時39分

○委員長（遠藤保明） 再開します。

では、財政課長、答弁をお願いします。

○財政課長（山崎剛成） 先ほどの備品の翌年度繰越分は、コミュニティバスの購入費の分でございます。

○委員長（遠藤保明） 戸村委員、質問するときは手を挙げてまたお願いします。2人で話をしていたかもしれない。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） すみません、備品購入費の不用額 772 万 4,989 円です。この備品購入の不用額というのは。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁をお願いします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） こちら備品購入費の約 772 万 4,000 円の不用額でございますが、こちらは1年間の予算額がありますが約 1 億 6,980 万円ですが、こちらの中で買った備品の例えば入札で落ちた分だとか、いろいろ買うときになるべく安いものを買おうとする、そういう、みんなの経費の節減の結果ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。備品というと、ちょっと私頭に描いたものがまさかコミュニティバスだなんて思わなかったもので、例えばデジカメだとかいろいろ庁内で使われる備品のことだと思いましたもので、そのあたりで、バスでしたら契約差金とかそういうものになるんでしょうけれども、分かりました。小さい備品一つ一つも予算要求のときに、予算立てのときに精査しながらやっていただきたいという思いで、この不用額は何なのかなということを考えました。コミュニティバスが備品なんですね。分かりました。

それでは、具体に入っていきたいと思います。

61 ページです。

先ほど前者のほうから質疑ございましたコンサルティング業務委託料のエネルギーサービスプロバイダーという人に委託ということでしたか。ちょっと待ってください。61 ページですよ。

これは要するに約 90 万円かけて、どれぐらいの電気料金の削減ができているのかというこ

とを試算してあったらお願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁をお願いします。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 委託料 99 万円ということで、100 万円弱の委託料をしておりますが、公共施設 15 か所で試算したところだと、委託するときに試算している数字としては、電気代として 1,400 万円ほどは削減できるかなというところで、エネルギーサービスプロバイダー委託したほうが安価な小売電気事業者と契約できたということでございます。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、67 ページです。

先ほど来、広報活動費に関しましてはいろいろ質疑が、あと一般質問のほうでもあったと思うんですけれども、私もこの広報活動費、広報については、やはり市民の方、必要とする必要としていないというのは置いておいて、これは市民の方に全世帯に行き渡るべきものではないかなと思っておりますので、ちょっと聞いていきたいと思います。

条例のほうで全世帯に配布するというのがあると思うんですけれども、いかがでしょう。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名 実） 条例ではなくて、規則のほうにはそういった記載がございます。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 規則で全世帯にとって定められている以上、私は執行部としてはこれはやらなきゃいけないことなだと思います。じゃないと、規則を決める意味がない。

それで、前も言ったと思うんですけれども、これ、全戸配布というのを令和4年度で検討されましたかね。どうでしょうか。新聞折り込みでは、松木議員の一般質問でしたっけ、総括質疑だ、質疑でありましたけれども、割合としては非常に低い割合でしか市民の手元には届いていないということが分かったわけです。

それはもう、恐らく前から当局側としては把握していらっしゃることだと思いますので、令和4年度でほかのやり方、市民全世帯に行き渡るというやり方を令和4年度で検討されましたか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名 実） 全戸配布と、例えば区長配布、この全戸配布というのはやはり区に入っていない方もおりますので、これを利用したとしても7割弱ぐらいにしか届きません。全世帯へ行き渡る方法として考えられるのは、例えばポスティングという方法があると。これはただし、この辺のこういう地域については、そういったのを請け負ってくださる業者がまずないという現状もあります。仮にやったとしてもかなりの費用がかかるというのと、あとは届くまでに1週間近くかかるというようなことがあります。これはどこの市町村でもあると研究はしています。

それで、私どもとしても全ての世帯にお届けする方法というものを模索して、そういったほうがあればと常に考えてはいます。それで一番フォローできる制度として、新聞折り込みというのが一番精度としては高い。これが37市中30市がこういったものを行う。

そのほかをどうフォローするかということになると思うんですが、1つの方法で全ての世帯をフォローするという方法が残念ながらないということになっています。ですから、新聞折り込みが主となってしまいますけれども、そこに郵送やら何やらいろんな方法を合わせて、なるべく100%に近い方法を毎年探っているというようなことが実情といえますか、そういうような形です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 新聞折り込みなんですけれども、新聞を取っていらっしゃる人がまず少ないでしょう。その割合が出ていたじゃないですか。実は私は何紙か取っているんで、毎月1日、15日は、最低でも2部来るんですよ。1部は新聞を取っていらっしゃらない方に差し上げています。

なので、新聞折り込みの中でもダブルで行っている人とかが、日経新聞とかを取っていらっしゃる方というのはダブルで行っていると思うんです。ですから割合的にはもっと下がるんですよ。そこをカバーすることとして、先ほど区長会、回覧版で回すということなんですかね。取ってもらうということなんですかね、どういうふうにされるのか。

その検討というのを令和4年度にやられたのであれば、それを実施されないということになったのは何かありますか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名 実） 先ほど申し上げました全戸配布というのは、区長会を通じて全戸に配布をするんですが、区への加入率というのが新聞折り込みの数よりも少ないわけなんで

す。ですからその方法を取っても、新聞折り込みよりも少ない数しか行かないわけなんです。ですから、区に入っている世帯は行きますけれども、そうじゃない世帯には行かないというようなことになります。7割ぐらいですね。

○委員長（遠藤保明） 議案の途中ですが、3時まで休憩をします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時 0分

○委員長（遠藤保明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き戸村ひとみ委員の質疑を行います。

○委員（戸村ひとみ） 広報に関して何でこんなにこだわるかといいますと、こちら決算に関する説明資料の20ページに、事業効果のところに、市民が必要とする情報を様々な媒体で発信することにより市民の市政に対する理解や関心が高められたとあるんですよ。規則には、全世帯に広報を配るというのが書いてあって、ここの事業効果に、市民の市政に対する理解や関心が高められたと、これ明言してあるんですね。明記してあるんです。

先ほど満足度というところで聞きましたけれども、これ、まさにこのことだと私は思っています。市のほうでは、市側、当局側は、市民の市政に対する理解や関心度が高められたとあっていらっしゃるんですよ。だから、こういうふうに明言してあるんだと思うんですけども、でも、実際には規則も守らないで、市民の手に、広報すらも全世帯に配布されていないという状況で、市政をどのようにして手元に行っていない人たちが理解できたかという、そこなんです。

ですから、それでちょっと事務事業評価としても、令和4年度にどういうふうなことが総括として考えられたかということを知りたかったわけです。改善に向けての何か手が考えられたかどうか、そこを最後にお願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名 実） 今、委員のおっしゃる広報発行規則、この5条を、今、委員のほうでお話ししていると思います。広報は、発行の都度、市内全世帯及び市長が必要と認める者に新聞折り込みその他の方法により無料で配布すると、これが現実的にはかなっていない

んじゃないかというお話です。

確かに、先ほども申しましたが、全世帯に行き渡るというような状況を努力をしていますが、結果的にはそこまでいっていないような状況です。これを規則に違反するというかどうか、これは、私どもはありとあらゆる方法を使って、ホームページも見ていただければ、配布という話にはならなくても、皆様が広報を目に取れる状況を少しでも多くつくるということには努力をしています。それに目指して、先ほど崎山委員の質問等にもありましたけれども、いろいろな媒体とか、そういったものを使って広報を皆様に見ていただきたいという活動をしているわけです。

それが1人でも多く、そういった方々をつくって、あとはそういった方法を毎年見つけているということが、私どもにとっては市民の利便性の向上を図っていると、そういうような解釈の下で進めています。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 次にいきます。

67 ページです。コンサルティング業務の文書管理費のところのコンサルティング業務を委託している業者名を教えてください。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 株式会社ぎょうせいです。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） ちょっとスピード感を持って、77 ページです。ふるさと応援寄附です。

説明のほうでは、21 ページですね。これに関しては、ほかの委員の方からもいろいろ質疑がございましたが、もっといくんじゃないのかということでのそういう予算取りだったと思うんですけども、意に反してなかなかそこまで伸びなかったってことで、これも事業効果の中で、寄附者に積極的に来訪してもらい、旭市内でのアクティビティー、食を直接体験してもらって返礼品を増やしたということがあるんですけども、やはり返礼品合戦になつては、本当に旭市にとって有利だと私は思えないので、誠実な返礼品の返し方をしていると、有利だと到底思えないので、こういう取り組みが非常に大事ななんと思うんです。体験型とか、そういうので。

実際には、令和4年度で、この内容ですね。アクティビティー、食を直接体験という、この

あたりはどういう事業をやられましたか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まずアクティビティーにつきましては、返礼品で人気があるのは、旭市は釣りが一番人気になっています。

寄附者の数の推移をお話しします。令和3年は市外の個人の寄附が4,564人でした。これが令和4年は6,605人、約1.5倍になっています。それだけ寄附者が増えているということは、旭市に関心を持ってくれる方が増えたのかなというふうに思っています。

ただ、これ2,000人も増えて金額の増が1,300万円という、またちょっと不思議なところなんですけれども、ここにつきましては令和3年度に1人大口の寄附の方がいらっしゃいました、その方が1,000万円ぐらいありました。それが当然、あったので、令和3年度の実績その分上乘せしてありますけれども、単純に数字を比較しちゃうと1,350万円の伸びなんです、それがあっての伸びだったというふうになっています。ただ、寄附者の数だけ見てみれば1.5倍には伸びているというふうな状況です。

以上です。

すみません、食については、食の体験というよりは、旭の食、食べ物の返礼品が多いということで、返礼品の食べ物で人気なのが旭市だとハマグリが一番人気ですね。食べに来てもらうという部分はちょっとないんですけれども、旭市の豊富な食材が返礼品の中に入っていますよと、旭市の食のPRになっていますよという形です。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 本来のふるさと納税という、この本来の目的というのがちょっと逸脱してきたんじゃないかなというような取り組みをしているところが随分数字上げているというのは、新聞のほうにも書かれておりました。

勝浦市なんかも、私はその勝浦市の数字って、カツオとかなのかなとかって思ったんですけども実はサケだったという、お得なサケをいっぱい出しているというのが一番人気だということで、すごくびっくりしました。

ですから、本来のふるさと納税ということに対してのそういう目的に沿って、地道にやっているところというのが、何かだんだんばかを見るようなことになってきているのかなという。そうしたら、やはり起死回生で何か旭市としても、体験型とか新しい取り組みをどんどんま

た進めていただかなきゃいけないんじゃないかなと思います。

個人寄附の中のうち市内1件というのは何ですか。あと団体等の寄附のうち市内3件というのは、たしか、これは市民とかだとできないですね。市に納税している人というのは、できないことだと思うんですけども。

それと、あと、ふるさと納税に関してはいわゆる経費、持ち出しとして5,654万5,000円ですか、これを使って約1億1,900万円のものを、寄附を頂いているってことなので、差引きで、6,000万円ぐらいのものです。それが市に残っているって形になると思うんですけども、これ実際に、令和4年度に旭市民でよそのものを、ほかのところにふるさと納税しちゃった人、その金額、件数、金額が分かれば。実は、私の周りにも随分いらっしゃるですよ。だからそれでちょっとショックを受けているんですけども、お願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず、寄附のうち市内があるのはということなんですけれども、できないというよりは、市内の方が寄附しても返礼品はないですよということです。なので、そういったことです。控除される額については、税務課長のほうから。

○委員長（遠藤保明） 税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 令和4年度の寄附額、これは申告があって、旭市のほうの集計した課税状況調べというのがありまして、そこの調べになります。人数は2,222名、寄附額が1億7,482万8,000円になっています。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） たしか、令和3年度に聞いたときは、まだ何かこちらが頂いているほうが多かったような記憶があるんですけども、令和4年度に関しては、1億7,482万8,000円も出ていったんですねという、何かちょっと衝撃です。この制度自体が何なのかなという、あれですね。頑張りどころというのがあるものなんですかね。頑張っただけをそれこそ本当に逆転できるというようなことがあるんですかね。これ、令和4年度のそれこそ総括の中でこのことに関して何かございましたか。この制度自体、それから旭市の取り組み、どうしたらいいのかなということ。

○委員長（遠藤保明） 税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 今約1億7,400万円、これは寄附額です。それで、市税のほうで影響

するものが 7,925 万円程度。そこに市税の減額分 75%は、交付税算定ということで返ってきます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） トータルの収支、今税務課長のほうから税で控除された分で減った分は、交付税措置 75%来ますよというのがあります。それをトータルで考えれば、やっぱり市のほうは、すみません、本当ざっくりですけども、昨年並みのプラス 4,000 万円くらいはあるのかなというふうになります。

寄附を増やしても、寄附される方が増えれば、やはりそこは難しいという部分があるんですけども、寄附される方を減らすというのはなかなか難しいので、こちらとしては寄附していただける部分を増やしていけるように力を入れていきたいと思います。

○委員長（遠藤保明） 税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 失礼しました。今 7,925 万円って言いましたっけ、本年度の。すみません、それが令和 4 年度でした。決算額のほうでは 6,813 万 9,000 円ということで、令和 4 年と令和 3 年で、すみません。

もう 1 回言います。寄附額が 1 億 7,482 万 8,000 円。市民税の影響額が 7,925 万円です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） ありがとうございます。そうですね。寄附してくださる方のほうを増やすという、しょうがないですね。よその物を買おうなんて人が、もらおうなんて人が多いんですから。

次です。77 ページです。生涯活躍のまちです。こちら国庫支出金が令和 4 年度で 1,080 万円が国庫出資金で財源としてあるんですけども、こちらというのは、令和 4 年度だけではなくて、ずっとあるものですか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） こちらにつきましては、地方創生推進交付金となります。で、この交付金 3 か年もらえるということになっていまして、これは初めの年が令和 3 年度でしたので令和 3 年、令和 4 年、令和 5 年までは確定です。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） こちらに関しましては、先ほど崎山委員のほうからもありましたが、や

はりモニタリングをしっかりしていただきたいというか、どういうふうな事業、ここの事業効果のところにも書いてありますけれども、事業を進捗させることができたという、この1文ではなくて、きっちりやはりモニタリングのほうをしていただきたいなというのがあります。ですから、これは令和5年度以降に資料等を出していただけたらと思います。

続きまして、シティプロモーションです。前者のほうからいろいろ質疑ございました。その中で、1点聞きたいです。私から、この費用対効果というところから、この金額をこのシティプロモーション推進事業にかけて、経済効果というのは令和4年度でどれぐらいありましたか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 経済効果ということでございました。経済効果につきましては、市内に実際落ちたお金というのは分かるんですけども、それ以外でいろいろな方がこちらに来るとい、その部分の対効果が出ておりませんので、はっきりした数字は出ておりません。

以上です。すみません、市内の金額分は、今ちょっと資料がありませんので、一応お弁当代とか宿泊費などになります。数字については、後ほどでよろしいでしょうか。今ちょっと手持ちにないもので、失礼しました。資料届きました。

単純に市内に落ちた金額として112万円ほどです。これは、中身としてはお弁当代、宿泊費、施設の使用料などです。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。112万円が市内に落ちたお金ということで、その番組を見たことで旭市に来た人がどれぐらいいるかも分からないし、その経済効果自体は、全体としては分からないってことですが、大体の推測はされているのではないかなと思いますが、いいです。

この辺のところも、やっぱりきちんと費用対効果を考えて、次年度——次年度というのは、今、今年度になっているんですけども——これから先の事業展開の参考にさせていただきたいと思います。

あと、移住・定住です。85ページです。この事業には財源として基金と一般財源が充てられているんですが、全て基金ではないという、一般財源が充てられているというのは、これはその理由というんでしょうか、お願いします。

○委員長（遠藤保明） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 全て基金じゃないという理由なんですけれども、決算に関する資料のほう、ご覧でしょうか。その他の財源としまして地域振興基金繰入金が入っています。これはもちろん目的が決まっていますので、地域振興に係る部分ということで、これが充たっているのが定住の奨励金のほうになっています。そちらについては基金を充ててありますけれども、それ以外の部分については、基金が充たっていないような状況になっています。あくまでも、基金の使途に合っている部分に対して基金を繰り入れているという形です。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 基金が地域振興基金繰入金と、ふるさと応援基金の繰入金になっているんですけれども、それでもカバーできないものというのが362万2,000円あるということなんです。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁をお願いします。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） すみません、ちょっと言い方がおかしい、地域振興基金は目的があるんで、それでいけます。ふるさと応援基金は、取りあえず使途、どこに使ってほしいという希望者があって、場合によっては全額充てられたのかもしれませんが、この事業だけではなくて、いろいろな事業に充てているというのがありますので、たまたまここはこれの割合になったと、単純に、ふるさと応援基金で全額というかほぼほぼ賄っているような事業もあるかと思います。単純に、ここはふるさと応援基金、用途を示してある中で、この事業にはこれだけ使ったという形です。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。事業効果のところなんですけれども、地域おこし協力隊、確かに物すごく頑張っていらっしゃいます。令和4年度で、ここの事業効果の中にある、移住者の確保に大きく貢献したというところ、ここまた数字をお願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） すみません、これは直接という、確保につながっているんですけれども、件数としては、移住が本当に確定したというのは1件であったりするんですけれど

も、ただ、今まで市だけで相談を行っていた部分をこちらで大分サポートしていただけるようになったので、相談を受ける体制として大分よくなっていると思います。

それと、移住者に対してのPRは、サポートセンターを協力隊の方がやってくれていますので、そこは大分、外に対しての発信についても、今までよりは大分手厚くなってきているということがあります。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。私も大変評価しております。

では、この文章というのは、つまり移住者の確保に大きく貢献したのは、将来にわたっての確保ということと取っていいですね。令和4年度では1件ということで、分かりました。

以上です。ありがとうございました。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（遠藤保明） なければ、2款総務費についての質疑を終わります。

それでは、担当課の入替えを行います。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ち下さい。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時26分

○委員長（遠藤保明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、3款民生費について補足説明がありましたらお願いします。

説明、質疑については着座で結構です。答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

高齢者福祉課長、お願いします。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） それでは、着座で失礼いたします。

議案第1号、令和4年度旭市一般会計決算の認定について、高齢者福祉課に関連する主な事業について、補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の26ページをお願いいたします。家族介護用品給付事業です。

決算書は135、137ページとなります。

この事業は、介護している家族の身体的、精神的、経済的な負担の軽減をし、在宅生活の継続、向上を図るため、認知症高齢者及び日常生活において介護を要する方に、紙おむつ等を給付したものであります。決算額は 414 万 2,000 円、特定財源のその他は同額の 414 万 2,000 円で、一般財源はございません。

事業概要ですが、給付対象者は 65 歳以上の市民税非課税かつ寝たきり状態、または認知症のため常時失禁状態にある高齢者で、要介護 3 から 5 に相当する方となります。

給付者数は 184 人、給付方法は、年 3 回直接自宅に配達しております。事業内容は、全額紙おむつ給付費で 414 万 2,099 円となっております。

その他特定財源の内訳としましては、ふるさと応援基金繰入金 414 万 2,000 円となります。

事業効果につきましては、寝たきり状態または認知症のため常時失禁状態にある高齢者に紙おむつを給付することによって、介護をしている家族の負担を軽減するとともに、在宅生活の継続に資することができたと考えております。

続きまして、説明資料の 27 ページをお願いいたします。新型コロナウイルスワクチン接種高齢者タクシー利用助成事業です。

決算書は 137 ページとなります。

この事業は、自身で交通手段を確保できない高齢者が新型コロナウイルスワクチン接種会場までタクシーを利用する場合に、タクシー料金の全部または一部を助成したものであります。決算額は 71 万 7,000 円で、全額一般財源となります。

事業概要ですが、助成対象者は旭市に住所を有する 65 歳以上の独り暮らし高齢者、または 75 歳以上の高齢者のみの世帯で、自身で交通手段が確保できない方となります。助成世帯数は延べ件数で 328 世帯、助成方法は、片道 1,000 円を上限とするタクシー利用助成券を会場までの往復分配布しております。

事業内容ですが、主なものは、扶助費の新型コロナウイルスワクチン接種高齢者タクシー利用助成 68 万 6,400 円で、これに消耗品費、印刷費、郵送料を合わせ合計で 71 万 7,112 円となりました。

事業効果ですが、新型コロナウイルスワクチン接種会場までのタクシー料金を助成することにより、高齢者への経済的支援と、新型コロナウイルスワクチン接種事業の円滑化を図ることができたと考えております。

以上で、議案第 1 号、高齢者福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 社会福祉課長。

○**社会福祉課長（向後利胤）** 議案第 1 号、令和 4 年度旭市一般会計決算の認定につきまして、社会福祉課所管の主な事業について補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の 25 ページをお願いいたします。自立支援給付事業となります。

決算書は 127 ページとなります。

この事業は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスで、個別に介護の支援を受ける介護給付や訓練等の支援を受ける訓練等給付、それから、医療費の自己負担の一部を助成する自立支援医療給付などを行っております。

決算額は 13 億 124 万 3,000 円で、前年度と比較いたしますと 2.2%の増、財源内訳としては、特定財源、国県支出金が 9 億 8,630 万 8,000 円。残りは一般財源で、3 億 1,493 万 5,000 円となっております。

各給付の利用人数、それから事業費につきましては、事業内容の表に記載のとおりでございます。

事業効果につきましては、障害者、それから、障害児の方の日常生活を支援することで、その生活の安定と、福祉の増進を図ることができたものと考えております。

以上で、議案第 1 号、社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○**委員長（遠藤保明）** 子育て支援課長。

○**子育て支援課長（多田英子）** それでは、議案第 1 号、令和 4 年度一般会計決算の認定について、子育て支援課所管の主要事業の補足説明を申し上げます。

初めに、説明資料の 28 ページをお願いいたします。

決算書では 141 ページになります。

子ども医療費助成事業は、ゼロ歳から高校 3 年生までの医療費を負担する保護者に対して、経済的負担軽減を図るため、保険診療分の費用の全部または一部を助成するものです。県の補助金の対象は、入院は中学生まで、通院、調剤については、小学校 3 年生までとなっております。

主な歳出として、子ども医療扶助費として、入院、通院、調剤、柔道整復、合わせて延べ 7 万 9,178 件、2 億 64 万 9,553 円を助成いたしました。内訳につきましては、事業内容のとおりでございます。

決算額は 2 億 864 万 8,000 円で、財源内訳は、県支出金が 5,947 万 9,000 円で、その他の財源 39 万円は国保会計負担分の高額療養費収入 38 万 7,275 円と、過誤の返還金 2,240 円となります。

事業効果といたしましては、保護者の経済的負担が軽減され、子育て支援体制の充実を図ることができたと考えております。

次に、説明資料 29 ページをお願いいたします。

決算書はそのまま 141 ページになります。

出産祝金支給事業は、市独自の人口減少対策の一環といたしまして、1 年以上前から、旭市内に住民登録をし、かつ居住している方が第 2 子以降を出産した際に支給するもので、182 名の方に対して 2,540 万円を支給いたしました。決算額は 2,540 万円で、財源は全額が一般財源でございます。

事業効果といたしましては、祝金を支給することで、次世代を担う子どもたちの健全育成に資することができたと考えております。

次に、説明資料 30 ページをお願いいたします。

決算書は、そのまま 141 ページになります。

乳幼児紙おむつ給付事業は、市独自事業で、2 歳未満の乳幼児を養育する保護者を対象に、月額 3,000 円分の紙おむつ購入券を給付するもので、対象乳幼児数は 763 人分を交付いたしました。

また、取扱い店からの請求により、利用枚数は 1,000 円券が 1 万 8,044 枚で、1,804 万 4,000 円、500 円券が 1 万 8,304 枚で 915 万 2,000 円、合計が下段の事業内容の扶助費に記載があります 2,719 万 6,000 円でございます。決算額は 2,720 万 4,000 円で、財源は全額一般財源でございます。

事業効果といたしましては、子育て家庭の経済的負担を軽減することで、乳幼児の健全育成に資することができたと考えております。

次に、説明資料 31 ページをお願いいたします。

決算書は 145 ページ、147 ページになります。

医療的ケア児保育支援事業は、日常生活を営むために医療的なケアが必要な児童が保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう保育所等の体制を整備し、児童の健やかな成長を図るものです。

事業内容といたしましては、令和 4 年度の事業実施施設は 3 施設で、受入れ児童は 4 名でございました。上段の人件費は公立保育所分で、医療的ケア児の受入れ体制を整備するための看護師 1 名を配置したことによるものでございます。下段の負担金補助及び交付金は、私立の 2 施設における看護師等の配置に対する補助金でございます。決算額は 1,027 万 4,000 円で、

財源は国県支出金が 855 万 8,000 円で、国が 3 分の 2、県が 6 分の 1、市が 6 分の 1 でございます。

事業効果といたしましては、医療的ケア児を受け入れる体制を整備したことで、児童の健全な成長に資するとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に寄与することができたと考えております。

次に、少し飛びまして、33 ページをお願いいたします。

決算書は 161 ページになります。

保育所統合整備事業は、施設の老朽化による維持管理の増加や少子化による利用児童数の減少等、保育所に関する課題に対応するため、旭市立保育所再編計画に基づき、保育所の再編を進めるものでございます。

事業内容といたしましては、中央第二保育所とゆたか保育所を統合し、青年の家跡地に新たに整備する保育所の設計、測量業務を実施したものでございます。この事業の全体の契約額は 550 万円で、年度をまたいでの事業となるため、令和 4 年度と令和 5 年度で債務負担行為を組んでおります。決算額は 133 万 7,000 円で、財源は地方債 110 万円でございます。

事業効果としましては、老朽化の進んだ保育所を統合・整備することにより、児童福祉の向上を図り、人件費や維持管理費等の経費の削減につながるものと考えております。

以上で議案第 1 号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、教育総務課所管の補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の 32 ページをお願いいたします。

決算書では 147 ページとなります。

放課後児童クラブ運営事業です。本事業は小学校下校後、家庭において適切な保護を受けられない児童に遊びや生活の場を提供するとともに、生活指導を行い、児童の健全育成及び事故防止を図るものです。本事業の決算額は 1 億 4,882 万 1,000 円で、特定財源欄の国県支出金は国県からの交付金で、子ども・子育て支援交付金、補助率は国県それぞれ 3 分の 1 でございます。その他欄は放課後児童クラブの受託料でございます。

事業概要といたしましては、全小学校 15 校、22 の放課後児童クラブに支援員 80 名を配置し、運営を行ったもので、利用児童数は延べ 8,580 人でございました。事業の内訳としましては、事業内容欄に記載のとおりで、主なものとしては支援員等の報酬、社会保険料等でございます。

事業効果といたしましては、放課後児童クラブの開設により、子育て支援と児童の健全な育成及び事故防止を図られ、高学年を対象とした児童の受入れや、保護者からの声で開始した延長保育サービスを継続して実施することで、子育て支援の充実が図られたものと考えております。

以上で議案第1号、教育総務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 担当課の説明は終わりました。

それでは、3款民生費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 何点かよろしく申し上げます。説明資料の25ページの扶助費の内高額障害福祉サービス費の高額の基準の目安を教えてください。

あと、次28ページの事業内容の手数料です。審査支払手数料となっているんですけども、その内容について教えてください。

あと、説明資料の29ページ、受給の資格として1年以上前からとあるんですけども、出産後は、例えば何か月以上とか何年以内旭市に住むという縛りはないのか、また今後、出産後は特に気にしない予定なのか、教えてください。

あと、決算書のほうなんですけれども、131ページ、備考欄5になります。老人クラブ補助金について1団体当たり定額なのか、その老人クラブに何人所属しているってことで、頭数割りで補助金が決まるのか、教えてください。

あと、135ページの備考欄3になります。緊急通報装置なんですけれども、何世帯に貸出しをしていて、あと、1か月当たり使用料の上限が多分3,000円ぐらいだったと思うんですけども、今後無償化される予定などはないか、教えてください。

以上です。

○委員長（遠藤保明） ただいまの常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、私のほうから決算説明資料の25ページ、民生費の高額の障害福祉のサービス費について基準はというところでよろしいでしょうか。

では、そちらのほうお答えさせていただきます。高額な障害福祉給付費につきましては、制度が異なる障害者総合支援法、それから児童福祉法、介護保険法のサービスを併用された場合に、それぞれの自己負担の金額の合算が一定の基準額を上回る場合に超えた額を申請によ

り、給付しているものです。

基準でございますが、18 歳以上で障害のある方と、その配偶者が住民税非課税世帯の場合にはゼロ円、住民税課税世帯のうち所得割が 16 万円未満は 9,300 円、所得割が 16 万円以上の場合につきましては 3 万 7,200 円でございます。

それとまた、18 歳未満につきましては、保護者が属する世帯が住民税非課税世帯の場合はゼロ円、それから住民税課税世帯のうち、所得割が 28 万円未満につきましては 4,600 円または 9,300 円というのもございます。所得割が 28 万円以上の場合につきましては 3 万 7,200 円ということになってございます。

こちらは以上になります。

それで決算書の 131 ページのほうなんですけれども、老人クラブの活動の促進事業について、老人クラブ補助金の積算方法ということでお答えしたいと思います。

ちょっと細かいんですけれども、総務費の 131 ページをご覧くださいまして、総務費の備考の 5、老人クラブ活動促進事業 370 万 5,640 円は、18 節負担金補助及び交付金で、すこやかシニアクラブ旭組織強化対策事業補助金 17 万 3,000 円と、次ページにございますこちら老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金 353 万 2,640 円、こちらの合算の金額です。

まず、すこやかシニアクラブ旭組織強化対策事業補助金 17 万 3,000 円につきましては、こちら新規の設立クラブや、それから会員増加のクラブへ助成を行っているものです。内訳につきましては、新規加入促進事業としまして、新規会員 1 人当たり 2,000 円、その補助金を各単位クラブに助成しておりまして、こちらが一応 49 人分となりまして、9,800 円となります。新スポーツ啓発事業分というのもございまして、スカットボールやグラウンドゴルフの支部大会に対しまして、1 回開催当たりで 2 万 5,000 円を助成しております。こちらが 3 回ございまして、7 万 5,000 円ということになっておりまして、計としましては、9 万 8,000 円と 7 万 5,000 円の合計で 17 万 3,000 円ということになります。

また、次ページの一番上でございますが、こちら老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金 353 万 2,640 円は、老人クラブの活動の活性化を図るため、単位老人クラブと老人クラブ連合会に対して助成を行っております。

内訳としましては、まず、単位老人クラブに対する補助金は 265 万 4,150 円でございます。その積算基準としましては、1 クラブ当たり 4 万 6,000 円、これが 53 クラブございます。それと会員 1 人当たり 150 円、人数は 1,441 人おりまして、そちらの補助となっております。

次に、旭市老人クラブ連合会に対する補助金が 87 万 8,490 円でございます。積算の根拠と

しましては1 連合会当たり 24 万円と、それから人数割が会員1 人当たり 90 円、こちらが1,441 人、あとクラブ割というのがございまして、こちらが1 クラブ当たり 800 円ということで、12 か月分で53 クラブが該当ということになっております。

積算基礎については以上となります。

○委員長（遠藤保明） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 説明資料の28 ページ、審査支払手数料の内容についてはということで、ご回答いたします。審査支払手数料476 万4,448 円なんですが、こちらは診療報酬に係る審査支払手数料でございまして、相手方は、社会保険診療報酬支払基金と千葉県国民健康保険団体連合会となっております。

この手数料につきましては、子ども医療費助成事業が県の事業でございまして、県との契約をそれぞれしております。また、単価契約を結んでおりまして、これに基づきまして、市は審査件数に応じて手数料を払っているものでございます。

続きまして説明資料の29 ページの出産祝金支給事業の関係で、1 年以上前から継続してという縛りがあることに対して、出産後の縛りはというご質問だったかと思います。出産後の縛りについては、現在ございません。出産の祝金として支給するという事で考えておりまして、早い時期の支給を想定しております。

ただ、転入の関係がございまして、転入されてきて出産祝金を受け取って、すぐにまた転出というようなことを防ぐという意味もございまして、そこだけはちょっと縛りを入れさせていただいております。例えば、転入してきてすぐ頂けるという、そういう問合せもあります。が、転入後1 年間過ぎてから祝金を支給、そこだけはちょっと早く支給したいという考えではいるんですけれども、そこだけは1 年後ということになってしまいます。今後もちょうとその方向でと考えているところです。

○委員長（遠藤保明） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 決算書135 ページの中ほどになります。備考欄3 の緊急通報体制等整備事業についてお答えします。

まず、この事業の内容をご説明いたします。この事業の内容ですが、独り暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯に、日常生活における緊急事態に備えて、24 時間体制で対応できる火災報知機や人感センサーと連動した緊急通報装置を貸与するものであります。ご質問の何世帯かということで、貸出ししている世帯は273 世帯となります。

1 か月当たりの費用を無償化できないかというご質問なんですけれども、一応前年度の所得

税の年額で、利用者負担を決めております。その結果、273 世帯のうち 259 名の方が生計中心者が前年度の所得税非課税という世帯に当たりますので、259 名、95%の方が本人負担なしとなっております。あと残りの 5 名の方が一部自己負担、9 名の方が全額自己負担という形となっておりますので、9 割以上の方が本人負担なしということで、現状では、今のところ無償化のほうはちょっと予定は、申し訳ございません、しておりません。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 常世田委員。

○委員（常世田正樹） 何点か再質疑させてください。緊急通報装置、多分すごいすばらしいシステムなんですけれども、広報あさひでも載っていたと思うんですけれども、もうちょっと周知して、今後、やってあげるほうが高齢者の方にいいかなと思います。

あと、出産祝金なんですけれども、この間知り合いの人に、早く娘の住民票を移さなきゃなって話聞いて、要は里帰り出産で 1 年以上前に住民票を移しておけば、その方第 3 子だったんですけれども、産み終わって 1 週間もいればいいんだべという話だった。人口増にはちょっと、そういうパターンもあるのかなと、将来的に東京から帰ってきてくれればそれはそれでいいかなとは思うんですけれども、それでちょっと縛りが無いんですかという質問をさせていただきました。結構です。

○委員長（遠藤保明） 議案の途中ですが、4 時 5 分まで休憩いたします。

休憩 午後 3 時 5 分

再開 午後 4 時 5 分

○委員長（遠藤保明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） それでは民生費、質問します。111 ページの備考欄 3 番の旭市の民生委員の定数と、現在在籍している人数、これをお尋ねします。

それから 115 ページ、備考欄 9 の生活困窮者自立支援金給付事業の 19 番扶助費、生活困窮者自立支援金 466 万円の内容について教えてください。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、私のほうから決算書の 111 ページ、旭市の民生委員の定数と人数ということで、お答えします。

本市の民生委員の定数につきましては 142 名で、そのうち主任児童委員の方が 18 名おります。また現在委嘱しておりますのは 141 名ということで、うち主任児童委員は 18 名ということで定数おりますが、状況でございまして、1 名ちょっと欠員ということになっております。

よく充足率という話があるんですけども、1 名でするので充足率については 99.3%、県の充足率平均は 92.1%とありますので、充足率は高いほうだと思います。

それから、すみません、あと決算書 117 ページのほうで……

（発言する人あり）

○社会福祉課長（向後利胤） 115 ページで。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） すみません。委託料をこっちで先に、生活困窮者自立支援事業の自立支援業務委託料を先に教えてください。その次、117 ページの支援金給付事業で。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員の質疑に対し答弁をお願いします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 失礼しました。それでは決算書 115 ページ、生活困窮者自立支援事業の委託料 2,524 万 9,400 円の事業内容についてお答えしたいと思います。

本事業につきましては、生活困窮者自立支援法に基づく事業で、平成 27 年度より旭市社会福祉協議会に事業を委託して実施しております。生活に困窮している方が生活保護に陥らないよう、その前段で自立できるよう相談支援員が相談に応じ、三つの事業を委託し支援とつなげております。

まず 3 点ございまして、一つには自立相談の支援事業ということで、こちら令和 4 年の実績で 404 件ございまして、事業費は 1,191 万 7,717 円ということです。

それともう一つございまして、就労準備支援事業ということがございます。こちらにつきましては令和 4 年の実績で 52 件ございまして、事業費につきましては 221 万 5,787 円でございます。

それからもう一つ、最後ですけれども、家計改善支援事業という事業がございまして、令和 4 年の実績でこちらは 11 件ございまして、こちらについて事業費のほうは 1,111 万 5,896 円ということで、合算しまして 2,524 万 9,400 円という内容でございます。

続きまして、決算書の 179 ページ、こちらの生活困窮者自立支援給付、失礼しました。

(発言する人あり)

○社会福祉課長（向後利胤） 大変失礼しました。決算書 117 ページでございます。こちら備考欄 9 の生活困窮者自立支援金給付事業でございます、こちら 19 節扶助費です。生活困窮者自立支援金として 466 万円の内容についてということでお答えしたいと思います。

この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、社会福祉協議会で実施している緊急小口資金及び総合支援資金を借り終えた等の要件を満たす生活困窮世帯に対しまして自立支援金を支給し、生活再建を支援するもので、事業につきましては令和 4 年度限りで終了をしてはございます。

参考までなんですけれども、支給額につきましては月額単身世帯で 6 万円、それから 2 人世帯で 8 万円、3 人以上世帯で 10 万円ということで、原則支給期間は 3 か月ということになってございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） まず、再質問幾つかします。民生委員、何でこういう質問したかというのと、福祉課の職員もいるし、あるいは包括支援センターもあったりするんですけれども、この地域の個々の情報というのは、地域の人から逆に福祉課にはちょっと足が遠い、あるいは包括支援センターってどこにあるの。民生委員だと、誰々民生委員だよねという、すぐく見えるんで、この人、結構地域に対して貢献度高いんで、都会では今、大分この数が割っちゃっているって話なんで、今聞いて、1 名欠だということで、安心しました。

これ、しっかりと——しっかりとって、福祉課で頑張ることじゃないでしょうけれども——そういう人を探してもらって、定数近く守っていただきたいと、そういうことで質問しました。

次の困窮者自立支援事業、これ生活保護になってお金もらうというのも、これも当然、これは国民の権利ですから、だけれども、やはり旭市で取り組んだとき早かったの。すごくいい事業だと、やっぱり人間というのは自分で働いて、取ったお給料で生活をするというのにやっぱり喜びがあると思うんです。そういう意味ではすばらしい事業なんで、継続して頑張ってもらいたいという意味で質問しました。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員の質疑に対して答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） たくさんお褒めの言葉頂戴して恐縮しております。今後も頑張っ

てまいりたいと思いますので、民生委員のほうも1人ちょっと欠員ということもございますが、なるべく早い段階でちょっと地元のほうにもお声かけして、100%になるように努力してまいりたいと思っています。

生活困窮者の自立支援事業につきましても、社会福祉協議会だけに任せるのではなくて、私どものほうも一緒になって自立支援の計画を立てたり、支援一緒にやっておりますので、その辺も漏れのないようにやってまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） まだやっていなかったつけ、いいんですか。すみません。何かヒットエンドランじゃなくて、送りバントというサインが出たので、私、若干質疑させていただきま

す。

141 ページです。出産祝金です。これ第1子に出産祝金を出さないのかという、以前このことはほかの方も恐らく質疑されたことがあると思うんですけども、ほかの事業の出産・子育て応援給付ですか、こちらのほうで出ているということで、1子のほうはやらないということだったんですが、他の自治体で、やっぱり第1子から出している、ほかの事業のところでもお金が出ているというような例も多々ございます。

そんな中で、令和4年度は第1子に対してどうするかというような議論というのがありましたか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対して答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 第1子についても、内部では検討はいたしました。ただ、第1子につきましていろいろな意見もございまして、これを始めたことによって、一度始めた事業で途中でやめるということもできませんし、かなり慎重に考えていたところがあります。私どもの課で給付金を相当数やっておりますで、その中で、先ほど常世田委員からのご質問があったようにもらうために転入、もらったら転出するというような、そういうはっきりした意思を持ってお問合せいただくことも結構ございまして、そんな中で、ちょっと、第2子、第3子は、子どもさんをたくさん産んでいただいて、人口を増やしていただけたらという思いもあるんですが、第1子のところは、ちょっとやはりいろいろな意見がありまして、もらってすぐにいなくなっちゃうというのもどうなんだろうと、それにある程度の縛りをまたつ

ければいいのかもしれないんですけども、ちょっとそのところが協議が整わないところ
です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） そうなんでしょうけれども、それでは第1子に出したらどれぐらいの予算がかかるのかというのを、令和4年度でもし検討されていたら、お願いします。

それと、出産祝金支給事業、これの人数の推移、この事業で祝金を頂いた人の人数の推移と、金額の推移をお願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対して答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 出産祝金、第1子に幾らかかるのかなんですが、ちょっと今資料を持っておりません。少し後ほどの回答でもよろしいでしょうか。

それと、人数の推移なんですけれども、平成30年215人、支出額は2,930万円。令和元年が220人、支出額は3,070万円。令和2年度は194人、2,550万円。令和3年度は202人、2,700万円。令和4年度は182人で2,540万円です。平成30年と令和4年を比較いたしますと、約33人の減となっております。金額にして390万円減となっている状況でございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 考え方なんですけれども、第1子を産んで、頂いてすぐいなくなっちゃうというそれを心配するのか。第1子というのは、やっぱりお金がかかるんですよね。第2子、第3子よりも、初めての出産というのはお金がかかります。そのところで10万円を、この事業で10万円出して、また後ろのほうでも聞きますけれども、ほかの事業でも5万円、5万円で10万円で倍、第1子を産むことで、その分のお金が頂けるかという、そのところのてんびんにかけるんだと思うんですけども、私は、第1子にも出したほうがいいのかというふうに思っているんです。ほかの自治体等で恐らく成功事例としてなっているはずなので、そのところのご検討をまたお願いいたします。

先ほど課長のほうから、減っている人数と金額の差、これの比較を言われたんですけども、その分をかけてでも、やはり第1子のほうにやるべきじゃないかなというふうに私は思います。ご検討のほうお願いいたします。

続きまして、おむつです。141ページ、乳幼児の紙おむつです。これ発行枚数、いわゆる利用率が知りたいんですけども、発行枚数をお願いいたします。これも年度比較のほうをお

お願いしたいと思います。

○委員長（遠藤保明） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 乳幼児紙おむつ給付事業についてご回答いたします。平成 30 年、交付枚数は——利用枚数のほうがよろしいでしょうか。利用枚数 3 万 4,802 枚、支給額は 3,205 万 3,000 円。令和元年、利用枚数 3 万 9,371 枚、支給額は 2,974 万 4,000 円。令和 2 年、利用枚数 3 万 7,686 枚、支給額は 2,831 万 500 円。令和 3 年、3 万 7,868 枚、2,857 万 2,500 円。令和 4 年、3 万 6,348 枚、2,719 万 6,000 円でございます。年々、利用枚数が減っている状況でございます。令和元年では 7.2%の減、令和 2 年では 2.6%、令和 3 年では 0.6%、令和 4 年におきましては 4.8%の減でございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 発行枚数と利用枚数が必ずしも一致していませんよね。どれぐらいの割合で利用されているか。何が聞きたいかという、利用されなかった紙というのは、ただの紙になるのか。

布おむつとかを使っている人はいないと思うんですけども、いた場合に、そういう発行枚数、必ずしも全部が利用されていない場合に、それを利用されるほうに持っていくのか、あるいは紙おむつ分をほかに充てられるように、例えばお金になるとか、換金されるとか、そういうことをちょっと聞きたいんです。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対して答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 利用枚数、支給額をただいまご説明したんですけども、満 2 歳までの子どもさんに支給しているんですが、必ず年度、年度でご利用になるということではなく、年度をまたいでのご利用があります。その関係で、今ご説明しました支給額というのは、各取扱い店から請求書が来まして、それによって市のほうでお支払いした額ということになります。

ですから、交付した枚数と利用した枚数、交付は、例えば令和 4 年度に交付したとしまして、ご利用になる方が令和 5 年度にご利用になるということもありますので、その比較はちょっと難しいところです。使わなかったらただの紙になってしまうのかということですが、確かにそういうことになるとは思います。満 2 歳を過ぎますと、取扱い店ではそれを受け付けないということにもなりますので、それは使えなくなります。

ただ、この紙おむつを使っている方に、全員ではない数人ですけれども、状況をちょっと伺った感じでは、月 3,000 円の紙おむつ、今紙おむつのほうもちょっと値上がりが見られる状況でありまして、結構使ってしまいますと、使い切ってしまいますねというようなお話も伺っているところです。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。ということは、使い切ってしまうということは、もう少し出してもいいってことになるのかなと。いや、あくまでも子育てにお金がかかるというところでの、それをサポートする事業だと思いますので、そうなると、もうちょっと減った分ぐらいの分を還元しても、この事業自体の上乗せみたいにしてもいいのかなというふうに思いまして聞きました。

で、発行して、それは皆さんにいわゆる郵送かなんかで配られるんですか。それとも、くださって言っていらっしゃった方に渡すんですか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対して答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 方法といたしましては、出生の際に届出にいらっしゃったときにお渡ししている状況です。出生のときに差し上げまして、また今度1歳になりました、また1年分というときは、こちらから全部通知を差し上げております。

それと、先ほどご質問がありました、支給するとしたら幾らかかるのかの回答なんです、検討段階のお話なんですけれども、うちのほうとして5万円で試算をいたしました。ざっくり200件ということで、年間の出生見込みを出しまして、およそ1,000万円という試算をしております。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。今少子化に歯止めがかからないって中で、近隣も物すごく子育て支援に対して大胆な予算というのをつけ始めている中で、利用者の方がこれじゃ足りないみたいなものがあるのであれば、ちょっと再考をお願いしたいなというところで、聞いてみました。やっぱり旭市の子どもを増やしたいという、それがございますので。

続きまして、147 ページです。放課後児童クラブです。いいですか、ページごとにいっちゃって。委員長、いいんですか。

○委員長（遠藤保明） どうぞ。

○委員（戸村ひとみ） どうもありがとうございます。放課後児童クラブの、要するにみんなが

入れているかというのと、それから支援員さん、こちらの人数と、どういう方が支援員さんになっていらっしゃるかというのを教えてください。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対して答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 放課後児童クラブ、みんなが入れているかということですが、希望者、基本的には定員が 770 人ありまして、770 人に達した場合には、高学年の児童からそのご家庭の事情を酌んで、お断りする場合もございます。ただ、ほとんどが今のところ入れているという状況でございます。令和 4 年度は定員 770 人に対しまして 756 人入りましたので、その時点では全員が入ったと、希望者が入ったということでございます。

それと支援員ですが、人数 80 人でございまして、これは支援員の認定資格講習、研修を受講していただくんですが、支援員の場合は、受験資格として教員免許を有しているとか、あるいは保育士の資格があるとか、そういう資格がない方については、児童クラブで補助員として 2,000 時間勤務実績がある、そういう方については——2,000 時間ですね。大体 2 年ぐらいなんですが——ですので支援員、そういった教員とか保育士の資格がない方で、補助員として入っていただいて 2 年たつと大体 2,000 時間勤務して、資格、認定研修を受けて支援員になっていただくと、ですので今は支援員と補助員がいる状況であります。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） ここにも書いてありますので支援員さんの人数は分かりました。補助員さんというのは、いわゆるこういう共済費、社会保険等には対象にならない人ということで、ただ 2,000 時間は働かないと支援員にはなれないってことなんですね。そうしたら、その補助員の人数もお願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対して答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 先ほどの 80 名のうち、支援員が 74 名で補助員が 6 名、合計で 80 名ということでございます。

基本的には、報酬の金額に差がありまして、支援員のほうは時給 1,120 円から、補助員のほうが 984 円からということで報酬の差はあるんですが、社会保険とか雇用保険の加入については、勤務時間、週 20 時間以上だと社会保険入るとか、そういったほかの会計年度任用職員と同じ条件でございます。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） この人数というのは、実質足りているということによろしいんでしょうか。あとは、恐らく令和4年度はこの時給でよかったのかも分かりませんが、時給等は上がりますですね。当然のことながら、最低賃金が1,000円とかになりましたから、時給が上がると思うんですけども、その場合の、恐らくもっと支援員の待遇というんですかね、それが改善されると思うんですが、そのあたりで、令和4年度の中で何か話し合われたりとか、検討とかありましたか。

要するに、こういう言い方したら申し訳ないんですけども、質のいい支援員さんを採用するような、何か方策みたいなものがありましたか。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対して答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 人数については足りているかということですが、支援員の一応定数としては77人のところを、今80人来ていただいています。これが夏休み期間中とか、時間が長くなるとちょっとローテーションが足りなくなったりする場合には、シルバー人材センターのほうへ派遣をお願いしてございます。

あとは質の向上なんですけど、放課後児童クラブにおいて資質の向上というのは重要な課題と考えておりまして、県のほうで認定研修のほかに、資質向上研修というのを開催していただいている、それに出張して研修を受けていただいている方もいます。

あと、市独自に去年1度、講師を招いて研修を行いました。それは、発達障害の子どもさんについて講習会を開いて、研修を行ったことがございます。

以上でございます。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 放課後児童クラブといえども、やはり旭市の子どもたちの教育に携わってくださる方なので、本当に質の向上というか、そういうところを目指していただければ、親御さんたちも安心して仕事ができますし、そういった意味では、ここ物すごく大事な事業だと思いますので、お願いいたします。

続きまして、185 ページです。また戻りました。出産・子育て応援給付金給付事業です。これが妊娠届出時に面接を受けた人に5万円で……

（発言する人あり）

○委員長（遠藤保明） 3 款民生費、よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

崎山華英委員。

○委員（崎山華英） 117 ページの飯岡福祉センター運営事業 1,679 万 6,000 円についてちょっとお伺いします。

113 ページにあさひ健康福祉センター運営事業が載っているんですけども、どちらも入浴施設があるということで、施設の中の多少の違いがあると思うんですけども、同様な施設に対してあさひ健康福祉センターの運営費というのが約 2,800 万円、飯岡福祉センターのほうの運営費で言うと 1,679 万 6,000 円なので、1,000 万円以上違いがあることについてなんです。飯岡福祉センターを運営しているのが社会福祉協議会だと思うんですけども、その指定管理料というのが果たして適切なのか。1,000 万円以上差額が出るとしたら、これは主にどこのあたりに出てくるのかというのをちょっと教えてほしいです。

過去のをちょっと見る限り、飯岡福祉センターの指定管理料というのは、何か毎年変わっているので変動があるようなんですけれども、指定管理料の決定の仕方については、定額ではなくて、毎年決算報告を基に指定管理料というのは決まっていくのかというのを、ちょっと一緒に教えてください。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員の質疑に対して答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 決算書 113 ページのあさひ健康福祉センター運営事業と、それと、飯岡福祉センター運営事業のほうで 1,000 万円以上の違いがあるというところで、飯岡福祉センターのほうにつきましては、社会福祉協議会指定管理ということでそちらが適正かということでお答えしたいと思います。

ちょっと長くなるんですけども、どちらにつきましても委員おっしゃるとおり入浴施設がある施設でございまして、事業費に 1,000 万円以上の違いがある理由につきましてはですが、比較いたしますと、具体的には飯岡福祉センターが 1,204 万円ほど事業費が低くなっております。

この差額の主な理由でございしますが、まず初めに歳出について申し上げますと、あさひ健康福祉センターでは、ちょっと決算書が 115 ページでございしますが、115 ページの上の 12 節、委託料の上から 3 番目に高齢者筋力向上トレーニング事業委託料というものがございまして、そちらが 448 万 8,000 円という事業がございします。

こちらにつきましては、高齢者の方の加齢による転倒や運動機能の低下などを防ぐために、トレーニング機器等を使用して専門のトレーナーによる指導が受けられるようにというところ

ろで、あさひ健康福祉センターの2階のほうでやっている独自のものです。また、その少し下で、17 節でございますけれども、17 節の備品購入費の機械器具費でございますが、254 万 9,806 円がありますが、こちらにつきましてもたいたい申し上げました高齢者筋力向上トレーニング事業で使用するトレーニング機器の更新に伴う購入の費用となっております。歳出では、これらの合計 703 万 7,806 円が飯岡福祉センターとの差額の一番大きな要因となっております。

また、ちょっと今度は歳入について申し上げますと、あさひ健康福祉センターにつきましては、こちら市が直接施設管理を行っておりますので、施設の使用料が歳入として入っております。

ちょっと飛びますけれども、決算書の 24 ページをご覧くださいと思います。

24 ページ、13 款 2 目 1 節の社会福祉使用料の右側、こちら備考欄 1、あさひ健康福祉センター使用料でございます。これが 341 万 9,600 円で、あさひ健康福祉センターの入浴施設等の使用料でして、こちらが歳入として市に入ってきています。対して、飯岡福祉センターにつきましては、市への直接の歳入はございません。これは飯岡福祉センターの入浴施設の収入は指定管理を受けている社会福祉協議会のほうに入りまして、指定管理料は必要な経費からその収入を差し引いた額となっているためでございます。この歳入の違いにつきましても、差額の要因の 1 つと考えております。

このように、同じ入浴施設のある施設ではございますが、実施の事業や施設管理の違いなどがありまして、事業費についても差が生じているという状況で、ご理解いただければと思います。

続きましてよろしいでしょうか。同じく飯岡福祉センターの運営事業で、指定管理者からの決算報告などを基に毎年度指定管理料を決定しているのかというご質疑でございます。で、そういった認識でということでお答えします。

指定管理料の決定方法についてお答えします。飯岡福祉センターの指定管理料につきましては、旭市社会福祉協議会と毎年締結している年度協定に基づいて定めるものとしております。指定管理料の額につきましては、委員おっしゃるとおり、前年度の決算等を踏まえて翌年度の経費と収入の見込みに基づいて決定しております。その際、光熱費の変動や人件費の増なども見込んでおりますし、施設の大きな修繕については市が負担するという約束になっておりますので、初めのご質問にございました社会福祉協議会への指定管理料につきましても適正なものと、委員おっしゃるとおり、そういう適正なものと考えておりまして、その認識で

よろしいと思います。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員。

○委員（崎山華英） すみません、一つ一つの質問して申し訳ありませんでした。

続いて 141 ページの乳幼児紙おむつ給付事業 2,720 万 3,649 円についてなんですけれども、こちらのおむつ券給付、大変助かっているという声は多くいただいているんですけれども、やはり 1 枚 1 枚に名前ですとか誕生日、あと振られた番号というのを手書きで書かなきゃいけないという作業がありまして、それについて本当に必要なのか、必要だとしたらどんな理由が挙げられるのかというのを教えてください。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） お答えいたします。まずは、紙おむつの購入券なんですけれども、こちら金券であるということ、あと、そのために不正利用防止の観点から、お名前ですとか生年月日、あと通し番号を記入してもらっておりました。

ただ、今回見直しを行いまして、通し番号をあらかじめ印字をいたしまして、氏名は表紙のみにいたします。生年月日のほうは、2 歳になる誕生月末日までが有効期限になっておりますので、使用する際に各取扱い店舗で確認するためにも、券面に生年月日のみの記入は今後もお願ひしたいと考えております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員。

○委員（崎山華英） 削減されて、大分よいと思います。ありがとうございます。誕生日なんですけれども、たしか誕生日の月末までが利用できるということで、名前が表紙だけになるということだったのでいいと思うんですけれども、ちょっと名前ともしセットで書くのであれば、誕生月まででよかったのかなと思いましたので、もし可能であれば、誕生月まででいいんじゃないかなというのはちょっと思っているところです。

再質疑になるんですけれども、回収したおむつ券が不正なく使用されたことを確認する事務というのは、実際行っているんですか。今、ちょっと名前の記入がなくなるってことなんですけれども、これまで名前に対して番号が合っていて、期限内にちゃんと使っているかというのは、回収した券について確認の事務作業は、子育て支援課のほうでやっていたのかというのをちょっと教えてください。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 実際には、そこまでの確認が全てできているわけではありません。ただ、そこまで記入するということで、不正の防止につながると考えております。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。じゃ、今後は名前の記入が表紙まで、1枚1枚には書かなくていいってことで。分かりました、ありがとうございます。

ちょうど今、社会福祉課長と子育て支援課長がちょっと横並びにいらっしゃるので、障害児のおむつのことにもちょっとついでお聞きしたいんですけども、障害児の場合ですと、社会福祉課のほうの制度を使ったほうが有利になる場合が多いと思うんですけども、そういった場合に、その2つの課の連携というのは確実に取れるような窓口の連絡体制とかはできているのかというのもちょっと再確認をお願いします。

○委員長（遠藤保明） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 障害児のお子さんに対しましても、社会福祉課のほうで日常生活用具の給付ということで、紙おむつも入ってございます。で、それにつきましては、年齢の制限は、こちらの日常生活用具ございませんので、そういった兼ね合いがご心配ということですが、障害児の方につきましては、こちらの日常生活用具のほうで給付したほうが有利な場合がございますので、そのときにはちょっと子育て支援課のほうと協議いたしておりました、子育て支援課のほうの紙おむつの給付のほうをちょっと辞退ということでしていただいて、その中で、こちらの社会福祉課のほうでやっておる日常生活用具のほうで給付できるように、2課で調整連絡取ってやっております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員。

○委員（崎山華英） 143ページの一時預かり事業 944万965円のほうに移りたいんですけども、園ごとの年間実績のほう、もし一時預かり利用した実績のほう分かれば教えてください。令和3年度の決算額から減少して、令和4年度の予算が1,100万円だったと思うんですけども、そこに届かなかった要因がもし分かれば教えてください。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） それでは、まず一時預かり事業の利用実績、年間の実績を申し

上げます。まず全体で申し上げます。実利用者数 70 名です。延べの利用人数が 715 名です。それと、全ての保育所で一時預かりを実施しているということではありませんので、実施している保育所のほうだけ、ご説明します。

中央第三保育所、実利用人数 39 人、延べ利用人数が 484 人。日の出保育所、実利用人数 14 人、延べ利用人数が 132 人。共和保育所、実利用人数 1 人、延べ利用人数が 7 人です。池の端保育所、実利用人数が 2 人、延べ利用人数が 5 人です。飯岡保育所、実利用人数 14 人、延べ利用人数が 87 人。以上でございまして、5 施設での実施となっております。

次に、予算額が減少、実績が少なかったんじゃないかというご質問でございます。令和 3 年度の一時預かり事業の決算額は 983 万 5,032 円、令和 4 年度の決算額は 944 万 965 円、その差額は、39 万 4,067 円の減でございました。

決算額が減少した理由でございますが、この事業費はほぼ会計年度任用職員の人件費となっております。令和 4 年度ベースで、総事業費のうち人件費は 910 万 3,307 円で、96.42%を占めております。この中で、崎山委員ご存じだと思うんですが、一時預かり専用ルーム、中央第三保育所、日の出保育所、飯岡保育所で実施しております。この中で、保育士なんですが、短時間の勤務の職員、会計年度任用職員を配置したことにより、決算額が減となったものでございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 議事の途中ですが、おはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（遠藤保明） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

続いて崎山華英委員。

○委員（崎山華英） 実績のほうを教えてくださいましてありがとうございました。これは、実績ゼロ、一応、受入れしている園ですと示しているけれども、実績ゼロだった園については、今は言われていないですよ。あくまで実績があった園だけってことですね。分かりました。

再質疑ですけれども、今回減少したというのが人件費の面で、短時間勤務の方がいらっしまったからってことだったんですけれども、ちょっと利用されている方のほうで、2 回目以降の利用申請でも全く同じ手書きの書類を書かなきゃいけないということをおかれまして、ち

よっと利用者のもっと促進というか、もっと利用者を増やしていくためにも、もうちょっとその利便性、利用申請の手続簡略化ができないかということと、あと、ちょっとリフレッシュ利用という表現が全国共通だと思うんですけども、その部分をできれば保護者の睡眠確保だとか、ちょっとリフレッシュ利用ですと、何だか楽しいているのに罪悪感を感じる方もいらっしゃるようなんですね。なので、ちょっと表現の追加みたいなことができないかというのを、ちょっと決算直接関係ないかもしれないんですけども、お尋ねしたいと思います。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 現在、一時預かりの際には、一時預かり事業利用申込書というもので申込みをしていただいております。その中で、利用日ですとか利用時間、理由も記入していただくようになっております。こちら、毎日利用するという方も中にはいらっしゃるかもしれませんが、月に2回、月に1週間とか、単発で利用される方もいらっしゃいます。そういった中で、やはり利用日であったり利用時間、何時から何時まで、どういう理由で利用しますよといったようなことは、ちょっと大切なお子さんをお預かりするということでも、ちょっと面倒だとは思いますが、ご記入をお願いしたいと考えております。

それと、リフレッシュという表現というお話でございました。今、市のホームページのほうなんですけど、保護者のリフレッシュと、確かにそのように書かせていただいております。ただ、その下に、少し育児に疲れたな、たまには自分の時間を持ちたいなというようなときに、体と心のリフレッシュのためにご利用くださいというように記載させていただいております。

また、子育て中、やはり睡眠時間の確保というのがなかなか難しい、夜に子どもさんが何度も起きるというようなことは、やはり一番お母さんが元気じゃなくちゃいけませんので、その辺も配慮させていただいて、崎山委員おっしゃるように、ちょっと同じような、ちょっと表現を考えさせていただいて、さらにホームページのほうにも入れさせていただきたいなと思います。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（遠藤保明） 特にないようですので、3款民生費についての質疑を終わります。

続いて、4款衛生費について補足説明がありましたらお願いいたします。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） それでは、4款の衛生費のうち、健康づくり課所管の事業につ

きまして補足説明をさせていただきます。

決算に関する説明資料の 34 ページをお願いいたします。初めに、感染症予防対策事業でございます。

決算書では 175 ページになります。

本事業は、感染や感染した際に重症化するおそれがある疾病の発生及び蔓延を防ぐことを目的とするもので、事業内容につきましては、表に記載のあります各種予防接種やインフルエンザワクチン接種費用等の助成、PCR 検査等費用の助成などを実施いたしました。

なお、表にございます事業の内容及び事業費につきましては、子どもの予防接種と成人の予防接種の各事業に分けて記載を行ったものでございます。

表の中段にございますインフルエンザワクチン接種費用助成につきましては、例年行っている高齢者の定期予防接種者への助成に加え、新型コロナウイルスとの同時流行を防ぐため、令和 2 年度から実施している生後 6 か月の乳児から小学校 2 年生までの児童及び妊婦、内部疾患による身体障害者に対しても拡充して、助成を継続いたしました。実績人数につきましては、記載のとおりでございます。

決算額は 1 億 4,892 万円で、財源といたしまして国県支出金が 573 万 9,000 円、その他の 14 万 3,000 円は高齢者施設入所者の PCR 検査自己負担分でございます。一般財源は 1 億 4,303 万 8,000 円となっております。

事業効果としましては、新型コロナウイルス感染症が流行する中で、一定の接種率を確保することにより、疾病の発生及び蔓延の予防に貢献できたと思っております。

続きまして、資料の 35 ページをお願いいたします。新型コロナウイルスワクチン接種事業になります。

決算書は 177 ページから 179 ページです。

本事業は、市民に対し新型コロナウイルスワクチン接種を実施することで、市民の健康を守り、市内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るもので、令和 3 年 5 月から集団接種を開始し、令和 5 年 3 月末時点での接種状況は延べ 21 万 7,695 人となっております。

事業内容としましては、主に集団接種会場を運営するための費用で、表に記載した内容となっております。決算額は 5 億 866 万円で、財源内訳は全額国からの支出金となります。

事業効果としましては、1 日 1,000 人規模の集団接種会場を設置することにより、迅速な接種を進めることができ、市内の感染拡大を抑えることができました。

続きまして、資料の 37 ページをお願いいたします。出産・子育て応援給付金給付事業です。

決算書は 185 ページになります。

本事業は、国の総合経済対策の一環として妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する事業が創設されたことを受け、旭市においても、これまでも実施してきた伴走型支援を拡充するとともに経済的支援を行いました。

出産応援給付金として、妊娠届出時に面接を受けた妊婦に対して 5 万円を給付しました。さらに、子育て応援給付金として妊娠 8 か月アンケートを回答した方で、出産後に面接を受けた保護者に対し 5 万円を給付しました。

本事業は令和 4 年 4 月 1 日まで遡及して給付しており、給付者数については事業内容に記載のとおりでございます。

決算額は 4,194 万 5,000 円で、国県支出金が 3,692 万 1,000 円、一般財源が 502 万 4,000 円となります。

事業効果としては、妊娠中の面接や赤ちゃん訪問などの支援を拡充したことで、より充実した支援が行え、さらに経済的支援も行うことが可能となり、出産・子育てに対する不安の軽減を図ることができました。

以上で議案第 1 号、健康づくり課所管の事業説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、4 款衛生費のうち企画政策課が所管します事業について説明いたします。

1 ページ戻ります。36 ページをお願いいたします。新型コロナウイルス感染症対応空床確保支援事業になります。

決算書は 179 ページです。

決算額は 1 億円、全額一般財源となります。事業内容ですが、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるため病床を確保し、結果として空床が生じた医療機関であります旭中央病院に対して、一般病床については 1 床当たり 1 万円、I C U 救急病床については 1 床当たり 6 万円を支援金として支給するもので、事業実績は 1 億 530 万円でありましたが、交付限度額である 1 億円を支給しました。

本事業により、感染患者の受入れがスムーズにできたとともに、医療機関の負担軽減も図られました。

企画生活課からの説明は以上です。

○委員長（遠藤保明） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、4款衛生費、環境課所管の事業について補足説明を申し上げます。

説明資料の 38 ページをお開きください。住宅用省エネルギー設備設置助成事業でございます。

決算書では、197 ページになります。

この事業は、家庭における地球温暖化対策の促進及び電力の強靱化を図るため、住宅用省エネルギー設備等を導入する個人の方にその費用の一部を補助するものでございます。決算額は 610 万 3,000 円でございます。

財源内訳のうち、特定財源の 399 万円は県補助金となります。一般財源は 211 万 3,000 円となります。また、令和 4 年度の補助金交付件数は 101 件でございます。内訳につきましては、太陽光発電設備が 44 件、その事業費が 211 万 3,000 円、定置用リチウムイオン蓄電システムが 57 件で、事業費が 399 万円でございます。

なお、家庭用燃料電池システム（エネファーム）と太陽熱利用システムにつきましてはご利用がございませんでした。

市では、地球温暖化対策の一つとして太陽光発電等再生可能エネルギーの有効利用を促進しております。

以上で、環境課の補足説明を終わります。

○委員長（遠藤保明） 会議中ですが、ここでおはかりいたします。このまま休憩を取らずに議事を進行していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（遠藤保明） 異議なしということで、このまま議事を進めてまいりたいと思います。

担当課の説明は終わりました。

それでは、4款衛生費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

井田委員。

○委員（井田 孝） それでは、2点ほどお聞きします。

まず決算書 191 ページの備考欄 5、合併処理浄化槽設置促進事業なんですが、この転換分の補助金というのは、単独から合併に取り替えるということでよろしいでしょうか。それとあわせて、新設の補助金とその転換の補助金の上限の金額と、受け入れられる件数を教えていただきたいと思います。

もう1点が説明資料 38 ページの住宅用省エネルギー設備設置助成事業なんですけど、このエネファームと太陽熱利用システムが申請がゼロ件だった理由を想定できる範囲で教えていただきたいと思います。

○委員長（遠藤保明） 井田委員の質疑に対して答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それではお答えします。転換分等は単独から合併に変えるためのものかというご質問だったと思います。旭市では、既存の単独処理浄化槽及びくみ取り槽から合併処理浄化槽にする場合に必要な経費の一部を補助しております。

ご質問の合併処理浄化槽設置促進事業転換分は、単独処理浄化槽等の撤去費や配管工事の経費の一部を補助するものであります。

あと次、もう1点、一般の設置と転換の上限額と、あと件数の制限とのご質問です。

まず、通常型の合併処理浄化槽に転換する際の補助金の上限額ですが、合併処理浄化槽の人数及びリフォームや増改築の有無によりまして補助金額が異なってきます。例として、設置に係る補助は合併処理浄化槽5人槽の場合33万2,000円、7人槽の場合は41万4,000円となっており、リフォームや増改築があるかないかで撤去費や配管工事への補助金額が異なっていきます。

あと、補助金の件数の制限等についてですが、本補助金は予算の範囲内での補助となっております。当初予算では41件を見込んでおりましたが、令和4年度の実績としては25件となっております。

以上です。失礼しました、あと住宅用省エネルギー設備設置助成事業のご質問で、エネファームと太陽熱システムの利用がゼロの理由ということですが、こちらにつきましては、この補助金の周知についてはさせていただいているんですが、あくまでこの設置に関しましては個人の判断でありまして、利用の要望、申込み等がなかったためということで、いろいろ周知には努めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（遠藤保明） 井田委員。

○委員（井田 孝） それでは再質問させていただきます。浄化槽の補助金なんですけど、新年度4月になってから用意スタートで、令和5年度はまだ枠が残っているということでしたっけ。

○委員長（遠藤保明） 井田委員の質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） この予定件数ですが、ホームページで残基数という形で載せさせてい

ただいておりますので、そちらのほうを確認していただくか、あるいは担当課私どものほうにお問合せをいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（遠藤保明） 井田委員。

○委員（井田 孝） それでは省エネルギーで再質問させていただきます。このエネファームの限度額 10 万円というのが、このエネファーム自体高額なんで、今、建設業界においても、住宅の省エネルギー化というのは盛んに行われているので、県の支出金のほかに市からも一般財源で多少上乘せというのは考えられないのでしょうか。

○委員長（遠藤保明） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） エネファームの補助金、補助額を上げられないかのご質問でよろしいでしょうか。エネファームなんですけど、県のエネファームの補助金と同額としています。県から市町村へ交付される補助金なんですけど、種類ごとに補助金額が決まっております、県からの補助金と同額にしており、県の補助金を財源に充てている関係上、補助額としては県と同額で、一応上げないという方向で、今現状維持で考えております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 井田委員。

○委員（井田 孝） この補助の限度額が、多少でも市で上乘せして上がれば申請する人も増えるんじゃないかと思うんですが、今後、ご検討よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 答弁はいいですか。

ほかにありませんか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 何点かお聞きします。説明資料の 34 ページ、感染症予防対策事業の子どもの予防接種なんですけれども、接種率をざっくり教えてください。あと、体質やアレルギー等で打てないお子さん、また、ご家庭の方針で打たないお子さんの割合とか、分かったら教えてください。あと、これらの生まれてやる予防接種というのは市のほうで奨励しているのかどうかについても教えてください。

あと、決算書の 185 ページ、備考欄 18 になります。妊娠届出時に決算額約 2,725 万円で、出生届出時に 1,445 万円ということで、すみません、とんちんかんな質問かもしれないですけども、妊娠したら出生するというようなふうに考えてしまうんですけども、その差額が生じている理由について教えてください。

あと、189 ページ、決算書になります。備考欄 18 の犬猫の不妊・去勢手術普及補助金なんですけれども、これは地域猫と呼ばれている、野良猫を地域でかわいがりましょうという今取り組みが全国的に行われていますけれども、それらの地域猫は対象にならないのでしょうか。また、ならないのであれば、今後対象になる可能性はありますか。教えてください。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 常世田委員の質疑に対して答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） それでは、健康づくり課のほうから、順に回答を申し上げます。

初めに予防接種の接種率でございます。子どもの接種率ということで4種混合ワクチンが92.5%、麻しん風しんワクチンが98.3%、水ぼうそうのワクチンが93.3%など90%を超える接種率でございます。

続きまして、アレルギー等の子ども、あとは親の方針、家庭のご事情で打たない子どもということの割合ということでございました。体質、アレルギー等で打てない子どもの割合ということで、こちらにつきましては病気やアレルギーなどで開業している医療機関で接種が難しいという子どもについては、旭中央病院の小児科へ依頼しておりますので、接種できないという子どもはほとんどいないという状況でございます。

あと、親の方針でという、家庭の事情ということでございました。正確な人数は把握はしてございませんけれども、1年間の出生のうち、一、二名が保護者の考えで未接種ということになっているようでございます。

あと、市のほうで予防接種のほうを奨励しているかということでございました。こちらのほうにつきましては、子どもの予防接種につきましては予防接種法におきまして、定期接種ということで規定がございます。こちらは市のほうで実施するということになっておりまして、また、打つ側も努力義務ということで、打つよう努めなければならないというところがございますので、こちらのほうは市のほうとして奨励を行っております。

○委員長（遠藤保明） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） もう1件ございました。決算書の185 ページの出産・子育て応援給付金の妊娠届出時と出生届出時の差ということでございました。こちらにつきましては対象が異なるということでございまして、こちらのほうの説明資料のほうにございます対象でございますけれども、まず、出産応援給付金につきましては、令和4年4月1日以降に出産した産婦と、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに妊娠届出を出した妊婦という

ことで、上段になりますけれども、4月1日以降に出産した妊婦ということで、令和3年度のうちに妊娠した方も対象となっておりますので、人数が多いということでございます。

下の子育て応援給付金については、4月1日以降に生まれた子どもということのお母さんです。こちらは、そのまま生まれたときに訪問をして、申請をいただいてというところになりますので、人数が変わってきております。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、犬猫の不妊・去勢手術普及補助金に関して、ご回答申し上げます。ご質問、地域猫は対象になるかのご質問でございました。地域猫に関しましては、結論から申し上げますとなりません。といいますのも要綱がございまして、旭市犬猫の不妊及び去勢手術補助金交付要綱、こちらがございまして、本市に住民登録をしている方であって、なおかつその猫の飼い主ということが条件となりますので、地域猫に関しては対象となりません。

あともう1点、今後対象になる可能性はあるかのご質問でございました。確かにそういった地域猫に対しても、そういった手当は大切だとは思いますが、予算の関係もありまして、また不妊・去勢手術というのは大変申込みが多い補助金でございまして、今後検討させていただくということでご回答させてもらいたいんですけれども、現状としては難しいと考えます。すみません。

以上です。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

崎山華英委員。

○委員（崎山華英） 175ページの感染症予防対策事業1億4,891万9,755円についてです。こちらの子どもの予防接種の中で、恐らくその他に入っているのではないかと考えているんですけれども、HPVワクチンについてちょっとお聞きしたいんですけれども、昨年度HPVワクチンの積極的勧奨が再開して、平成9年度生まれから平成17年度生まれの方にキャッチアップ接種というのが国県の方針に従いながら、市のほうでも始まるということで、昨年の予算審査のときにも説明があったと思います。

ちょっとその抽出方法について、ちょっと国県の方針に従いながら、ちょっとこれから検討しますというようなお答えだったので、令和4年度どのように抽出して周知したのかお尋ねいたします。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員の質疑に対して答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） HPVワクチンの接種に関しまして、所管の抽出と、あと周知ということでございました。

令和4年5月初旬に対象年齢で定期接種として3回接種を受けていない方というのを、うちのほうで管理しております健康カルテのシステムがございます。そちらのほうで抽出をいたしまして、対象する方に償還通知を行いました。市が作成しております案内文と厚生労働省の作成のリーフレット、そして接種を受けていない分の予診票を同封したところでございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。では、通常期間の小学校6年生から高校1年生まででしたっけ、ちょっとごめんなさい、年齢が不確かなんですけれども、通常接種期間のお子さんとキャッチアップ接種の方、それぞれの接種人数と年齢ごとの接種割合というのは、令和4年度の実績出ますでしょうか。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員の質疑に対して答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 通常期間の接種とキャッチアップ、それぞれの接種人数と年齢ごとの接種割合ということでございました。通常の期間の接種ということで、小学校6年生から高校1年生までということでございます。この方々、年齢別というところでは大変難しい、1回目から3回目というような形でありますので、昨年、令和4年度に勧奨を行いました、その年に接種を始めたという方の人数でお答えしたいと思いますけれども、接種した、まず11歳から16歳、小学校6年生から高校1年生までですけれども、こちらのほうが1,586人を対象といたしまして、そのうちの120人が接種を行ったところでございます。7.5%。

続いて、キャッチアップを行いました16歳から25歳の方々ですけれども、こちらにつきましては2,549人中178人ということで、6.98%でございました。

以上です。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

崎山華英委員。

○委員（崎山華英） すみません、ちょっと追加でごめんなさい。ありがとうございます。

ちょっと思った以上に接種率が低いなというのが正直な感想でして、かなり積極的にこれは案内を進めてほしいなと思っています。この接種記録、今回、それで積極的勧奨が始まってからの接種記録についても記録が保存されると思うんですけども、ワクチンの効果、HPVのワクチンの効果というのは明らかになるというのがかなり時間がかかるということだったので、電子データ等で、接種記録について永年保存というのは市のほうで可能か、多分5年ぐらいで紙だと保存期間が終わるみたいな話をちょっと以前聞いたことがあるんですけども、永年保存というのは可能なのかちょっとお聞きしたいです。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員の質疑に対して答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） こちらのほうは永久保存ということで、永久保存のほうは可能というふうに考えております。先ほど回答いたしましたとおり、市のほうでは健康カルテのほうで、今接種者等の管理を行っております。今委員のほうからお話あったように、一応は5年ということになっておりますけれども、現在のところ平成10年ぐらいからのデータとしては確保してございまして、保管、保存してございますので、可能であるというふうには思っております。

○委員長（遠藤保明） 崎山華英委員。

○委員（崎山華英） ぜひ大切に保存していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
以上です。ありがとうございます。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） では、はしょって、ちょっと簡単に2点教えてください。189ページのさつき常世田委員の質問にもありましたけれども、不妊・去勢手術の、これ獣医さんは市内に限定されるのでしょうか。それを1つだけ教えてください。

あと、もう1点191ページ、備考欄の18、ゴミステーション設置補助金の57万4,100円というのは、これ全て新設のものなのでしょうか。これをまず教えてください。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員の質疑に対して答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） まず1点目ですけども――何だっけ。

○委員長（遠藤保明） 獣医さんは市内限定か。

○環境課長（高根浩司） お答えします。まず市外でも、補助金の対象が市内の獣医限定かどうかのご質問でございまして、市外の獣医さんでも対象とします。とい

いますのは、要項には特にそういった市内に限るといった、そういった規定はございませんので、市外の獣医の方で受けた手術でも対象としております。

以上です。あともう1点ですが、あとゴミステーションの設置補助金ですけれども、全て新設かということですが、基本的に新設が対象となります。ただし改良、修繕をする場合も対象となります。これは固定式のステーションとって、よく小屋形式で作りつけのステーション、こういったものをつくる場合の補助金ですね。新設、改良修繕共に対象となります。そのほかに、あと移動式ゴミステーションの補助というのもございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） この質問したのに、以前市民からこういう問合せがあつて、俺若い頃はゴミ持って、1キロぐらい平気で車を乗って行ったんだけど、高齢になって免許証も返しちゃって、ゴミステーション遠くて困ると。で、ゴミステーション、今これからどんどん人口が流動するんで、ゴミステーションの場所もいろいろ検討されていると思いますけれども、新しく設置してくれという要望に対しては、この間、いつかその時に聞いたら、10軒が集まって、10軒で申請してくればいいですよ、ところが、ちょっと疑問だったんですけど、うちの区では8人しか該当者がいないんだけど、隣の区も、そこに設置してくれたら助かるからという2軒と一緒にプラスされれば、それは対象になるんでしょうか。それを教えてください。

○委員長（遠藤保明） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） あくまで利用者がおおむね10軒以上集まれば設置は可能ということですので、あくまで利用者として捉えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑はありませんか。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 本当に若干お願いします。

185 ページです。出産・子育て応援給付、これ国県支出金と一般財源とで、国のほうの補助率というんですか。それをお願いします。あと、このメニューはこれで決められているものですか。このメニューで決められていて、金額なんかも決められているんでしょうか。お願いします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対して答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 初めに、国の補助率ということでこちらのほう、国が3分の1、県が6分の1ということになってございます。金額のほうは5万円ということで決まっております、こちらのほうは市のほうは現金で給付をしてございます。

以上です。

○委員長（遠藤保明） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 失礼いたしました。国の助成のほうは、3分の2でございました。メニューは5万円でございます。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） すみません。メニューといいますのは、出産・子育て応援給付金と、妊娠届と出生時ということでございます。こちらは決まっております。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） メニューが決まっているってことなので、金額も5万円って決まっているということで、いや、この推移のほうね、お願いします。数字お願いいたします。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員の質疑に対して答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 推移ということでございますが、この事業は、令和5年2月に始まったもので、今回が初めての決算となります。

○委員長（遠藤保明） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） そうでした。ちょっと経年で見ていただきたいのと、こういうメニューも決まっていて、金額も決まっているものだったらどうしようもないのかも分かんないんですけれども、ほかも同じようにやっているってことですから、そうすると、市独自のものを考えなきゃいけないのかなということで、聞いてみました。ありがとうございました。

○委員長（遠藤保明） ほかに質疑ありませんか。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 午前中に崎山委員からご質問がありました収入未済額についてご回答させていただきます。

まず、決算書の23ページお願いいたします。

12款1項1目2節の児童福祉費負担金の中の35万8,800円、収入未済額についてでござい

ますが、まず、一番上のスポーツ振興センター負担金はありません。その下の保育所運営費負担金、こちら民間保育所の入所児童の保育料になります。未済額につきましては 22 万 800 円になります。その下の過年度分、こちら 9 万 4,000 円になります。その下の保育所給食費負担金になります。こちら 2 万 1,500 円になります。その下の給食費の過年度分、こちらが 2 万 2,500 円でした。合わせまして 35 万 8,800 円となります。

次の 25 ページをお願いいたします。

13 款 1 項 2 目 2 節児童福祉使用料になります。こちら収入未済額 72 万 8,820 円となっております。こちら、公立保育施設保育料といたしまして、公立保育所入所児童の保育料でございます。収入未済額 32 万 2,160 円、過年度分といたしまして 40 万 6,660 円、合計 72 万 8,820 円でございます。

保育料につきましては現年度分収納率は 99.5%、過年度分につきましては、収入未済額 50 万 660 円、59.6%で、年々、収入未済額が減っている状況でございます。新たな滞納者を出さないよう、電話催告、臨戸訪問に努めております。

以上でございます。

○委員長（遠藤保明） ほかに、何か質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（遠藤保明） なければ、これで本日の第 4 款衛生費についての質疑を終わります。

なお、議案の審査は途中ですが、本日の審査はこれにて終了いたします。

なお、本委員会は明日午前 10 時より議会委員会室にて開催いたします。

またあしたは 5 款労働費から行いますので、よろしくお願いします。それでは、長い間、大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5 時 39 分